

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
11 番	富田栄次君	12 番	栗田利朗君
13 番	丹羽豊次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	高橋伸行君	企画調整課長	木下誠司君
税務課長	中嶋努君	健康福祉課長	藤塚康孝君
住民課長	北村嘉彦君	建設課長	山口哲司君
産業課長	太田宣男君	上下水道課長	立川昭雄君
会計管理者兼 会計課長	衣斐修君	消防主任	廣瀬太佳夫君
教育長	和田満君	学校教育課長	木全豊君
生涯学習課長	水野忠宗君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚正博	書記	渡部善充
書記	森田唯		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（角田 寛君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、3番 乾豊君、4番 若山隆史君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

---

日程第1 一般質問

---

○議長（角田 寛君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問に入らせていただきます。

さて、地球温暖化を背景に、我が国は近年、想定を超える大規模な自然災害が激甚化、頻発化しています。

さらに、本年夏は、災害とも言えるような尋常でない猛暑に見舞われただけでなく、大阪府北部地震や西日本豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震といった自然災害が相次いで猛威を振るいました。改めて、犠牲になられた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。どこまでも被災者に寄り添いながら一日でも早い復旧、復興を祈り、初めの質問に入らせていただきます。

まず、防災・減災に対する取り組みについての1点目といたしまして、感震ブレーカーについてお伺いいたします。

大震災の火災は電気に起因する割合が高いと指摘されており、内閣府などの調査によると、1995年の阪神・淡路大震災では、約61%が電気ストーブなどから発火し、火災が広がりました。また、2011年の東日本大震災では約65%が電気を起因とする火災でした。

中央防災会議の報告では、感震ブレーカーを全世帯に普及させ、初期活動を徹底すれば、火災の死因が9割以上は減るという推計も示し、普及も呼びかけていることから、感震ブレーカー設置による効果は非常に大きく、各自治体における積極的な取り組みが急がれております。

感震ブレーカーとは、地震の揺れをセンサーが感知し、あらかじめ設定しておいた震度以上の場合に配線用ブレーカー、または漏電ブレーカー等を遮断する器具をいいます。一般的なブレーカーは漏電には対応していますが、地震による火災対策には効果がありません。

感震ブレーカーの設置は、不在時や住宅密集地、ブレーカーを切って避難する余裕がない場

合に電気火災を防止する有効な手段となっております。

政府は、首都直下地震の防災対策をまとめた首都直下地震緊急対策推進基本計画を見直し、東日本大震災の被害想定に基づく初めての減災目標を盛り込んだ新たな基本計画を閣議決定いたしました。

首都直下地震で想定される死者の数は最大約2万3,000人、そして全壊、焼失の建物数、最大約61万棟を2024年度までの10年間でおおむね半減させると規定し、目標達成のため、地震の揺れを感知して自動的に電気を遮断する感震ブレーカーの普及率を木造住宅の密集市街地において、今後10年間で25%とする数値目標を掲げました。しかし、現実には普及率1%未満と非常に低い数字となっております。

内部センサーが揺れを感知し、電力供給を遮断する分電盤タイプ、5万円から8万円、内部センサーで揺れを感知し、コンセントの電力供給のみを遮断するコンセントタイプ、5,000円から2万円、おもりが落下するなどしてブレーカーを落とす簡易タイプ、3,000円程度の3種類があります。本町におかれましても東海・東南海地震など大地震が想定されており、大規模地震のときの火災防止は大変に重要だと考えます。

国では、感震ブレーカーの普及が進まなかった理由を性能基準が不明瞭なためと断定して、内閣府、総務省、消防庁、経済産業省を共同事務局として検討会を設置し、分電盤、コンセント、簡易の3タイプを電気火災が起きやすい震度5強の揺れで正常に作動するかどうかなど、性能を調べる実験を行い、性能評価ガイドラインを公表しています。これにより、信頼性が確保できれば自分で取りつけができ、安価な簡易タイプは普及しやすいと思います。また、火災発生時、大規模火災へと広がっていく可能性のある木造住宅密集地域には感震ブレーカーは必需品となります。

横浜市では、2013年度から既に実施されております。そのうち分電盤、これは5万円から8万円しますが、この3分の2の5万円を上限として400件分の補助を出しています。横浜市では、国が認めたガイドラインに基づく感震ブレーカーだと認められた簡易タイプ、おもりが落ちるタイプですが、このタイプの製品については、自治会や町内会を対象に補助をしていきたいということです。

全国の自治体に感震ブレーカーの補助制度が広がっています。県内でも、岐南町、美濃加茂市、中津川市では助成がされています。本町でも設置費の助成制度を実施すべきと考えますが、担当部局のお考えをお尋ねいたします。

続きまして、第2点目といたしまして、液体ミルクの備蓄についてお伺いいたします。

子育て負担の軽減はもちろん、災害時の備えにつながる待望の解禁の記事に目をとめました。

厚生労働省は、乳児用液体ミルクの製造・販売を可能にする規格基準を定めた改正省令を施行しました。国内にはこれまで安全性を担保する基準がありませんでしたが、企業が製造・販売できるようになりました。

液体ミルクは常温で保存でき、容器に吸い口を装着すればすぐ飲める。粉ミルクのようにお

湯で溶かしたり、哺乳瓶の洗浄や消毒をする必要はなく、海外では広く利用されております。国内で普及すれば、夜中や外出時も授乳が格段に容易になり、親にとってどれほど助かることか、孫育てに奮闘する祖父母にも朗報であります。

改正省令では、「保存性のある容器に入れ、120度で4分間加熱殺菌」などの製造基準を設けました。こうした基準を踏まえ、メーカーは開発を本格化させるそうです。液体ミルクが市販されるようになるまで1年以上かかる見通しでしたが、このほど江崎グリコでは母乳にかわる乳児用液体ミルクについて、2019年春の製造販売を目指し、国への申請に向けた準備を進めているという報道がされております。安全性を最優先にすべきであることは当然として、一日も早い商品化を期待いたします。

大規模な自然災害が相次いだことも、液体ミルクに対する注目度を高めたところ です。清潔な水や燃料の確保が厳しい災害時に、赤ちゃんの命をつなぐ貴重な栄養源となるからであります。実際、東日本大震災や熊本地震では、フィンランド製品が救援物資として被災者に届けられ、母親から歓迎されました。既に、東京都は液体ミルクを災害時に調達するために流通大手と協定を結び、海外メーカーから緊急輸入する体制を整えています。西日本豪雨では、この協定を生かし、愛媛県や岡山県倉敷市に提供されました。

液体ミルクに関しては、粉ミルクに比べ割高で、海外では2倍から3倍の価格差があり、国内でも、価格が粉ミルクの倍以上になると想定されています。消費者にとって気になる場所であり、少子化が進む中でメーカーの採算がとれるのか課題も指摘されております。この点からも、自治体が備蓄を進める意義は大きいのではないのでしょうか。一定の市場規模の確保や価格の抑制にもつながります。

そこで、本町といたしましても、災害時の備蓄品に国産の液体ミルクを加えるよう検討してはいかがでしょうか。

最後に、教室のエアコン、来夏に間に合うよう設置急げ。

政府が決定いたしました2018年度補正予算に、公立小・中学校の教室へのエアコン設置を支援する緊急対策が盛り込まれました。子供たちの命と健康を守る取り組みが大きく前進することを期待したいと思います。評価したいと思います。

この夏、日本列島は災害級と言われるほどの暑さに見舞われ、小学生が亡くなる痛ましい事故も起きました。酷暑が恒常化する中、子供たちにとって安全な学習環境を整えることは喫緊の課題にほかなりません。文部科学省の調査の結果でも、教室内の温度が子供たちの学習意欲や効果や成果にまで影響を与えることが明らかになっています。また、学校は災害時に避難所として使われるため、高齢者や病弱な人、乳幼児などが身を寄せることを考えても、エアコンの必要性は明らかであります。

学校へのエアコン設置は、これまで自治体が主体となって進めてきました。しかし、全国に約38万ある公立小・中学校の教室のうち、半数近い約17万教室が未設置であります。設置率が100%の自治体がある一方で、ゼロ%というところなど、自治体間の格差も拡大しているのが

現状であります。

設置が進まない主な理由として、財政負担が重いことで足踏みせざるを得ない事情が上げられる中、子供たちの命にかかわる施策が自治体の財政力によって左右されることがあってはならず、国による後押しが不可欠であります。

今回の緊急対策は、エアコン設置費用に対する国の補助は従来どおり3分の1とするが、残る3分の2を全て地方債で充当できるようにし、その返済金の6割を国からの地方交付税で賄える仕組みを創設するというものであり、これにより地方の負担割合は4分の1程度に抑えられる施策となっております。

来夏から教室でエアコンを使えるようにするには、来年の春休み中に工事を終える必要があると考えます。学校へのエアコン設置については、多くの同僚議員が一般質問や委員会で要望を重ねてまいりました。子供の命にかかわる施策であります。今回の支援制度を積極的に活用し、来夏までに設置ができるのかお尋ねをいたします。

以上、前向きな御答弁を期待して、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） おはようございます。

中村議員からは、防災・減災に関して、それから教室のエアコンの設置についての2点をいただきましたが、私のほうからはエアコンの設置についてを、順番が逆になりますが、先に答弁させていただき、防災・減災につきましては担当から説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

教室のエアコンに関してでありますけれども、議員のお話にもありましたように、まさにことを振り返ると、災害の1年であったという感を強く持つところでございます。そういった中であって、特にこの夏の猛暑、まさに災害級と言われましたけれども、こういった状況があつて、我々としましてもエアコンの設置の優先順位を上げて考える必要が出てきたということでございます。

そうした中で、町といたしましては、各小・中学校に急ぎ空調設備を整備することといたしまして、9月議会において、空調設備設置工事の設計業務を委託する費用の補正予算をお願いしたところでございます。

また、9月議会での空調設備の整備に関する一般質問に対しまして、普通教室と特別教室の全ての教室への空調設備の整備には多額の費用が必要であり、単年度での施工は難しく、設計が終了し全体の工事費が判明した後、来年度から、順次普通教室を優先しながら整備を進めていきたいという答弁をさせていただいておるところでございます。

小・中学校の空調設備設置工事設計業務では、平成30年10月1日現在の平成31年度学級編制調査に基づきまして、来年度に普通教室として使用を予定しております小学校73教室と中学校30教室の計103教室を第1期工事とし、それ以外の特別教室等の小学校66教室と中学校28教室

の計94教室を第2期工事として設計業務を進めてまいりました。

また、あわせて議員御紹介の国の一般会計第1次補正予算におきまして、新たに創設されましたブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金への第1期工事分の申請を行いまして、去る12月4日に内定通知をいただいたところでございます。

本定例会の最終日には、小・中学校空調設備設置工事の第1期工事に係ります費用の補正予算を追加で上程する予定でございます。何とか来年の夏までにはこの第1期分の工事を終えたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

なお、特別教室の第2期分につきましても、引き続き早い段階で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思うところでございます。

防災・減災につきましては、担当から答弁させていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） 私からは1つ目の御質問、防災・減災に対する取り組みについてお答えをさせていただきます。

まず、感震ブレーカーについてでございます。

感震ブレーカーの設置につきましては、地震時において電気が起因する火災発生を抑制する効果があります。特に、停電後ブレーカーを切らずに避難し、送電が再開された場合に火災が発生します。いわゆる通電火災に対し効果的であると考えております。

本年開催いたしました自主防災組織リーダー研修会におきましても、講師から感震ブレーカーの有用性についての説明がありました。特にその中で、自主防災組織など地域で感震ブレーカーを共同購入し設置することが、災害発生前の事前の共助となり、そのことが災害に強い地域づくりにつながるものと御教授をいただいたところでもあります。

感震ブレーカーの設置につきましては、家具転倒対策といった自助としての物理的対策を一度やれば、すぐに効果が出て持続するものでもあります。その一方、法律で設置が義務づけられております住宅用火災警報器についてでありますけれども、これにつきましては助成制度を設けていないのが現状であります。感震ブレーカーの設置につきましても、家具転倒対策などと同様に、基本的には災害に備えた自助努力であり、これに対してどこまで公費で助成すべきかにつきましては、慎重に検討する必要があると考えておりますので御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、液体ミルクの備蓄についてでございます。

液体ミルクにつきましては、世界保健機関などが定めますガイドラインにおきまして、感染のリスクが最も高い乳児には無菌状態の液状乳児用ミルクが推奨されるとしておりまして、特に災害時におきましては、その利便性や安全性が認められております。しかし、現在、国内では市販されておらず、なじみのない商品なだけに、現時点におきましては、その安全性に不安を感じる保護者も多いと考えられます。

本年9月に発生いたしました北海道胆振東部地震におきましては、被災地に輸入された外国製の液体ミルクが支援物資として届けられましたが、実際使われなかった事例も発生しております。

また、議員御指摘のとおり、国内で製造販売されたとしても、その価格はどの程度になるのか、またその商品の安全性に関する消費者の理解がどこまで進むのかなど、見通せない部分が多いのが事実であります。

このようなことから、本町での液体ミルクの備蓄につきましては、今後、国内での製造販売の動向を注視しつつ、商品の安全性の確認や保護者が安心して利用できる環境づくりなどを見きわめる中で、備蓄の必要性を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

また、液体ミルクに限りません。町が備蓄するミルクにつきましては、当然限界がございます。そのため、日ごろから少し多目のミルクを備えておくなど、いわゆる日常備蓄の必要性につきましても周知してまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） ただいま議長の許可がありましたので、通告に従い質問します。

1点目、人口減少、少子化対策について、2点目、交通安全対策について、3点目、公園の整備についてです。

1点目、人口減少、少子化対策について。

随分と古い話になりますが、私は綾戸から表佐小学校に通学していました。1年生、入学時は、ちょうど1964年の東京オリンピックの年でした。クラスは2クラスで、2年生のときも2クラスでした。3年生のときは生徒が50人以下になり、1クラスという大世帯でした。親たちは、何とか1クラス25人の2クラスにするために必死の思いでした。

当時は高度経済成長、国道21号線の整備に伴い多くの工場誘致が当町になされ、たくさんの従業員や家族の方が転入されました。表佐には工場進出された角一ゴム、現在のクラレプラスチックの従業員の社宅が立ち並び、児童や生徒の転校によって小・中学校の人数やクラスもふえました。私が4年生のときからは1クラス25名の2クラスになり、5・6年生も同様の2クラスで勉強することができるようになりました。そして私が中学1年生の1970年には大阪万国博覧会が催され、そのころは右肩上がりの好景気の時代でした。

あれから半世紀以上が過ぎ、2年後の2020年には再度東京オリンピック、7年後の2025年には大阪万国博覧会が決まり、私は少年時代にタイムスリップしたかのような時代感覚を思い起こしたところです。

こうした時流に乗るべく、養老スマートインターチェンジや東海環状大垣西インターチェンジといった東西南北の交通アクセスの利便性、大都市圏や港湾などへの物流の地の利を生かし、工場等、企業誘致による町の勢いを発展、成長させることが人口増の一つの要因になるもので

はないでしょうか。

そこで、1点目の質問ですが、昨年3月の一般質問において私が町長に質問した人口減少対策について、垂井町の利点を生かした転入者増加対策、人口動態、いわゆる転入と転出の社会動態の改善の中で、移住促進について町長にお尋ねしたところ、栗原地区の圃場整備事業における非農地を活用した新規企業や既存企業の拡張工事が進んでいるなどのことでした。

現在施工中の離山工業団地造成工事が2019年12月に完成予定となっていますが、この離山工業団地への企業誘致活動で、人口増加、雇用拡大を望める企業誘致について、町長みずから誘致活動を進められていくのか、この展望と所見をお尋ねします。

2点目は、社会情勢が豊かになり医療が発達した今日、人生100年と言われるような時代となりました。しかし、これから将来社会を託す子供たちを健やかに育む環境を整えていく一環として、企業誘致などの税収を財源にした保育や留守家庭時間の朝夕の時間拡大や学校朝食会のモデル事業、母子や父子家庭への支援強化や、また結婚相談充実などに充てることも一方策と考えますが、町長の所見を伺います。

3点目の質問ですが、町長は以前より幼保一元化4園化は行うが、学校の統廃合は行わないとのことですが、直近での各小学校の児童数は、多いところから順に、東小が370人、垂井小357人、府中小275人、表佐小218人、宮代小183人、岩手小学校96人、合原小学校は64人で、東小学校と岩手小学校との児童数の差は274人です。また、合原小学校との児童数の差は306人です。

次に、町全体の学年ごとの人数は、6年生が286人、5年生261人、4年生が261人、3年生が253人、2年生が261人、1年生241人で総計1,563人で1学年平均では261人です。毎年若干減少しています。今後、小学校へ入学予定の1歳から6歳の人数は、入学が4月で月のずれがありますので平均として算出しますが、住民基本台帳の平成30年10月1日によりますと総人数が1,252人で、平均約209人です。このまま少子化が進めば統廃合が現実味を帯びてきます。統廃合を起こさないためにも少子化に歯どめをかけなければなりません。

しかしながら、将来的にこの統廃合に係る時期が来るのではないだろうかと思うのですが、この統廃合にかかわる論議は十分な慎重さが求められると考えます。この実情に鑑み、町長は今後の少子化対策についてどのようなお考えをお持ちか、所見を伺います。

次に、大きな2点目です。

交通安全対策について。

安心して生活できる道路環境整備について、まずタレイピアセンター東の3差路から綾戸踏切東の3差路までの町道124号線と東地区まちづくりセンター北の町道125号線、綾戸平尾線に交わる南北の各交差点及び県道栗原青野線が交わる綾戸北交差点から東の国道21号線までの町道114号線は、非常に幅員が狭い上に交通量が多く、またこれらの主要町道に交わる交差点も数多くあり、民家の塀や電柱、さらにガレージなどに衝突する物損事故が多発しており、傷跡が目立ちます。また、出会い頭の衝突事故や早朝、深夜の塀などへの単独衝突も多々ある現況で



す。さらに朝夕の交通渋滞もあり、自転車や通行人への危険と隣り合わせとなっています。ドライバーにとっても同時に危険性の高い道路でもあります。

そこで、双方の安全通行を図る安全対策として、現在の交差点の白線や十字表示、また前後にカラー舗装や、埋め込み式の夜間点滅電光表示の設置など順次整備されたいが、これらの交通量や危険度を把握されているのか、また安全措置はいかがなされるのか町長の所見を伺います。

次に3点目、公園の整備についてです。

東地区には、現在、都市公園の地蔵公園のほかに集会場に併設された小規模な公園、また綾戸地内には、単独の小規模公園が8号地内及び綾戸古墳周囲のグラウンドゴルフができる公園程度です。平尾地内にはありません。

さて、当東地区は民家や人口が増加しており、子供たちや高齢者が安心して遊び憩う公園を設けてほしいとの要望を聞いております。最近健康増進遊具やあずまや、福祉マークのついたトイレのある駐車スペースつき公園を他市町でよく見受けられます。

そこで、相川左岸河川敷広場の整備に伴うジョギングや散歩の休憩を含めた公園として、河原道町営住宅東の町有地を公園として整備してはどうかと考えますが、町長の所見を伺います。

以上で質問を終わります。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 広瀬議員からの御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

大きく3ついただきましたうちの人口減少、少子化対策について私のほうから答弁をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

この人口減少、少子化につきましては、質問の中に3つございましたけれども、それぞれについて説明をさせていただきます。

この人口減少、それから少子化につきましては、第6次総合計画でもこれにいかに対応していくか、対策を立てていくかということが大きな眼目として取り上げられていることで、今後の垂井町にとって大きな課題であるという認識はもう皆さん共通認識だというふうに思っておりますが、これらについての取り組みについて、少しまたお話をさせていただきます。

まず1点目の人口減少と雇用拡大につながる企業誘致展望の所見ということでございますけれども、府中離山の工業団地への企業誘致につきましては、本町に雇用の創出が期待できる製造業の誘致を目指しているところでございます。8月から造成工事に着手いたしまして、企業や金融機関等からの問い合わせが寄せられておまして、今後の工程や分譲時期等をお答えさせていただきますながら、町としても企業の情報を得ようとしておるところでございます。

造成工事が進み、いよいよ工業団地の形が見え始めております。これまで8年という長い時間をかけてきたわけでありまして、やっとなんかこうして形を見せることができまして。今後、ますます問い合わせがふえてくるものと予想はされますけれども、東海環状自動

車道が2024年には東海北陸自動車道へのアクセスが完了する。また、名神高速道路におきましては養老サービスエリアスマートインターチェンジが開通するなど、利便性も向上しております。こうしたアクセスのよさをアピールし、ぜひトップセールスを行いながら積極的に金融機関や企業への訪問を行います。

また、各地で開催される企業展でのPRも視野に入れまして、人口増加や雇用拡大が期待でき、本町の発展のもととなるこの企業誘致を積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思っております。

2点目と3点目、合わせた形になりますけれども、企業誘致等の税収を財源にした少子化対策はどうかということ、それから今後の少子化対策についてということでございますけれども、確かに企業誘致における税収の増加については大きく期待をしているところでございますけれども、歳入全体から見ますと、企業誘致がすぐさま自主財源の増収につながるというのはなかなか考えるのは難しいところがございます。雇用機会の拡大や将来にわたる安定的な財源の確保といった、将来への投資といった側面もあるものかというふうに考えております。

今後、人口減少や少子・高齢化の進行などによって、税収の減少、あるいは歳入を支える環境が一段と厳しくなっている状況におきまして、社会保障費などの行政経費は増加しておりますし、財政運営はますます厳しさを増していくことが予想されております。

一方、本町におきましては、2027年度までを計画期間とします垂井町第6次総合計画におきまして、少子・高齢化の進行や転出超過の増加などによる人口減少の急激な進行、これを抑制するため、自然減対策や社会減対策といった人口減少抑制戦略と人口減少や高齢化に適応するための人口減少適応戦略をテーマ別戦略の冒頭に位置づけておりまして、少子化を含めた人口減少問題を最重要課題として捉えておるところでございます。

今後、本町が持続可能で活力あるまちづくりを続けるためには、議員御提案のとおり、これからの未来を託す子供たちを健やかに育む環境を整えていくことは、大変重要であると認識をしております。今後、行財政改革も含めてさまざまな手段を検討しながら、その財源の確保を図っていきたいと考えておるところでございますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

これまでも、幼児期における教育、保育に関する総合的な取り組みといたしまして、幼保一元化の推進や留守家庭児童教室の事業拡大など、前計画であります第5次総合計画での取り組みの中でも成果を上げている部分もございますけれども、少子化の問題は、将来にわたる全国的な問題でもございます。今後とも、住民の皆様や関係各位のお知恵等も拝借しながら、全町の課題として取り組んでまいりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

なお、小学校の統廃合について触れられましたけれども、現在の児童数の数もお示しをされましたけれども、やはり現在の小学校、これから5年後を見ますと、多いところでは25%前後の減少が見込まれるところもございます。しかし、単に学校運営だけでこれを見るのではなくて、小学校といいますのは、地域の求心力を高める核となる拠点であると認識をしております。

地域力をさらに高めていきたいという思いで、この6次計画を進めておりますけれども、こ

れにまさに反する部分が出てまいりますので、今後のこの統廃合ということについては、私は当面しっかりと何とか子供を確保する中で維持していきたいと考えておりますけれども、この統廃合については慎重に考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

他の2点につきましては、担当から答弁させていただきます。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 広瀬議員の2点目の交通安全対策についてと、3点目の公園整備について、私のほうから答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、綾戸地内の1級町道交差点につきましては、学校から危険・要注意箇所上げられているところでございます。道路管理者、公安委員会、学校関係者などで構成されております垂井町通学路安全推進会議におきましても、対策箇所となっておりますところでございます。

そのため、これまで議員言われますとおり、カラー舗装や区画線の引き直し、また道路びょう、側溝のふたの設置などの対策を実施してまいりました。今後もより安全性を高められるよう、安全指導の実施やドットマークなど、安全施設の整備等を検討してまいりたいと思います。

続きまして3点目の質問、公園整備について答弁をさせていただきます。

都市における公園の整備につきましては、自然環境の保全やオープンスペースの確保、潤いのある空間づくりのため、重要な役割を有しているものと考えているところであり、現在町内では朝倉運動公園、相川児童公園を初め、9つの都市公園が整備されております。このほかに、各地区に都市公園以外の公園が複数整備されており、憩いの場、集いの場として親子の触れ合いや高齢者の交流など、町民の方にとって身近な重要な施設として御利用いただいているところでございます。

また、相川河川敷整備につきましては、散策やジョギング、またグラウンドゴルフ、バスケットボール、スケートボード、ドッグランなど、複数の用途で多くの方に御利用いただけるよう、にぎわいと活力のあるまちづくりの推進を目指し、これまで順次整備を進めさせていただいております。

さて、河原道町営住宅の東側の町有地での公園整備でございますが、この地域では、昨今新規住宅の建設が進んでおり、子供さんたちの数もふえ、地元から地区内に児童遊園の施設について御要望もいただいております。一方で、現在、本町を取り巻く状況に目を移しますと、議員も御承知のとおり、今年度は次年度の新庁舎移転に係る費用など、過去最大となる歳出予算を組ませていただいております。今後も保健医療の保健、福祉などの増大や公共施設の老朽化に伴う維持管理費はますます必要となっていることが想定されており、中・長期的視点に立った事業への取り組みが求められているところでございます。

このような非常に厳しい財政状況ではございますが、周辺のさらなる利便性の向上に向けまして、地域の方々の御意見も大切にしながら、国、県の補助も十分に活用する形で相川河川敷

整備とあわせて進められるよう検討してまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） 答弁、ありがとうございました。

前向きな答弁であったかどうかちょっとわからないですけど、離山誘致に関しましては、トップセールスで行われるということで、ぜひ人口増加につながるような工場誘致をしていただきたいと思っております。

あとは小学校の人数についてですけれども、1つは垂井町内でかなりの格差があるということで先ほど人数を述べたわけなんですけれども、その格差のある小学校それぞれが、教育の問題においても人数の多いところと少ないところのかなりの格差があるんですけれども、そのようなところをどのように考えられて教育されていくのか、そういうようなこととか、市街化区域と調整区域があり、また市街化区域のところはスーパーとか病院などインフラ整備もされてどんどん人がふえてくるわけなんですけれども、調整区域のところはなかなか人口がふえてこないということで、格差が大きくなるということはわかり切っているわけなんです。

そのようなことで、今後、具体的にやっぱり考えていかなければならないこともあるのではないかと思っております。特に、4園化で2園はできたわけなんですけれども、あと2園ですね。今度はこども園を建てる場所などもです。こども園が、例えば北のほうにできたら今度は南のほうの町に小学校をつくるとか、合併した場合にです。地域全体に考えていろんなことを考えて、そのほかの町営施設も考えてやられたらよいかと思っておりますので、その辺のところ、町長の所見をお伺いして再質問を終わります。

○議長（角田 寛君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 広瀬議員から小学校の人数格差がある中で、どのような教育を進めていくのかという御質問をいただきましたので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

小学校の人数につきましては、議員御指摘のように随分東小学校と、例えば合原小学校の人数差がございます。しかしながら、町長の答弁にもありましたように、それぞれの学校が地域の中で中核となって地域の文化・伝統を引き継ぎ、そして新たな活動に取り組んでいるところでございまして、こうした内容につきましては、昨年度2月に、学校教育公表会ということでそれぞれの学校の特色ある教育活動について、広く町民の皆様にも周知したところでございます。

今後も、それぞれの学校がそれぞれの地域の核となって、それぞれの学校の特色ある教育活動が展開されますよう私どもは支援をしてみたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜

りますようお願い申し上げます、再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 広瀬議員の再質問のうち、市街化区域、調整区域のあり方の問題、それから4園化について少しお話をさせていただきたいというふうに思います。

この市街化区域、市街化調整区域につきましては、これまでもいろいろと議論をしてきたところがございますし、見直したらどうかというような御意見もかつていただいたところがございます。しかし、現状でやはりこれを廃止したところの現状等を見るに、やはり少しいろんな事例を研究しながら慎重に考える必要があるというふうに思っております。

問題は、市街化調整区域、垂井町でいいますと岩手地域、それから栗原地区になるわけでありましてけれども、この地区のやはり減少がなかなかとまらないという状況をどうするかということにかかってくる。定住化をいかに進めていくかということになってまいります。そういった部分で、やはり何とか今ある規制を少しでも緩和する形の中で、周辺に家が建てられる状況をつくっていくということも一つの方法ではないかなというふうに考えておるところでございますので、この6次総の中でも調整区域、市街化区域の検討ということをやっておりますので、あらゆる規制緩和の方法も考えながら、このことについてはさらにしっかりと検討していく、今もう時期に来ておると思いますのでよろしく御理解賜りたいと思いますし、またさまざまなお知恵、御意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

4園化につきましては、先般、10月から11月にかけてふれあいトークを実施させていただきましたけれども、その折に府中地区、岩手地区において保育園の話が出まして、話を少しさせていただいたところでありましてけれども、要は建つ位置、どこに建てるかによっては問題がない状況であるという御意見も多くいただきました。ただ、一方で、表佐地区からは4園化には慎重になってくれという意見も出ておりますので、ここら辺、やはりしっかりと理解を得て進めるということが肝心かというふうに思っております。

当然、今残っておりますのは、北の府中、岩手の統合の話、それから宮代、表佐の統合の話、そしてハチスは単独でこども園としてやっていくというような状況でございますので、公立としては4園でございますけれども、私立を含めると町といたしましては、5園のこども園で幼児等の教育、保育等を進めていくというような状況をつくろうとしております。

いずれにしても、4園化の問題は今までも進めておりますけれども、まず土地、どこに建てるかということから始まると思っておりますけれども、地域の方々の理解をしっかりとっていくことが必要かというふうに思っておりますので、今後もこの取り組みをしっかりと進めていきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（角田 寛君） 13番 丹羽豊次君。

〔13番 丹羽豊次君登壇〕

○13番（丹羽豊次君） 議長のお許しをいただきましたので、通告により一般質問をさせてい

たきます。

私は、町内の主要道路等々、渋滞が多く発生しております。それらの解消を質問させていただきたいと、このように思っておりますが、今、同僚議員が交通安全対策等々で質問されております。それらの中で一部重複するところがあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、山腹崩壊に対します土石流防止施設等々、また垂井の泉、ケヤキの植樹等々ということですが、これらにつきましては、一部委員会に属するところもありますので、ごく簡単に質問をさせていただきます。

では、質問に入りますが、いつも言っておりますが、私は道路は町の顔であると、このように思っております。垂井町、中央には国道21号線を中心とし、今まで垂井町は発展してきたと、このように思っておるわけでございます。

国道21号線は、瑞浪市から米原市まで、そのうち垂井町が関係している延長といたしましては、およそ4.5キロ内外だと、このように思っております。また、垂井町は2車線のままでございます。いつも要望等はしておるわけでございますが、なかなか前へ進まないというような状況でもございますし、この21号線、大垣から垂井へ入りますと渋滞がいつも発生している状況でございます。他市におかれましては4車線、あるいはバイパス等で完成しておるといように思っております。

また、垂井町におきましては、国道等々の同盟会に多く入っておられますが、この要望等々、同盟会を通じて中部地方整備局、あるいは岐阜国道事務所等々に強く働きかけていただきたいと、このように思っております。

また、数年前から塚之宮交差点等々の改良事業等を進められておるわけでございますが、今は現状どのようになっているのか。まだ工事も始まっていないような状況でございますので、その点もお尋ねしておきます。

また、県道の養老垂井線追分交差点から庭田交差点までの朝夕の渋滞は、私は目につくものがあると思っておりますし、また養老スマートインターチェンジが開通し、（仮称）橋爪大橋の橋台等々も工事が始まっておると、このように思っております。開通しますとこれらの路線の交通量は非常に多くなると、このように思っております。

今から、この路線の4車線化について県に強く要望していただきたい、このように思っております。また、当路線におきましては右折レーンが一部ない交差点もありますので、右折レーンをつくっていただき、当面の渋滞解消を図っていただきたい。

また、今、町におきまして町道宮代121号線を新設されておりますが、町道につきましては右折レーンができております。県道につきましては、これらの右折レーンが計画と申しますか、ないわけでございますので、ぜひとも完成までに右折レーンをつくっていただくようお願いするのと、この交差点におきましては勾配をなくすべきと考えておりますが、その辺のことをお尋ねしておきます。

それと、町道83号線、垂井署の東の町道でございますが、南から国道に出る場合、右折レーンがないわけでございますので、左折、直進ができない、また緊急車両が通行できないというような形でございます。右折レーンをつくっていただき、渋滞解消に向けて取り組んでいただきたい、このように思っております。

次に、2番でございますが、地球温暖化に伴って豪雨の様子が過去と違い局地的となっており、時間雨量も100ミリ以上を越す豪雨が多くなってきているように思われます。このように集中的に豪雨が発生したとき、垂井町は山林が60%以上の面積を抱えております。山林崩壊を考えますし、また東南海地震発生の確率も高くなっております。ちょうど昨日、南海トラフ巨大地震につながる気象異常現象観測の対応について、報告が国から示されております。当町において活火山帯が2ルートも存在しておるわけでございます。地震を考えても山腹崩壊は発生することがあるわけでございます。

そこで、崩壊から土石流等々を防止すべき予防治山事業を多く取り入れて、関係住民の皆さんが安心して生活できる環境をつくっていただきたく、このように思っております。そのようなことから、今年度予防治山事業は、今、何カ所行われているのか。また、今後、この予防治山事業に多く取り入れていただくよう、国、県に対しても強く要望していただくよう、よろしく願います。

また、3番の垂井のケヤキでございますが、垂井町の地名の発祥地は垂井の泉でございます。この泉は県の名水50選にも選ばれた由緒ある泉でもございます。その付近には800年を越す大ケヤキが県の指定天然記念物となっておりますが、27年の秋に倒れてしまい、そのまま根から若い幹の発出を待っている状況でございます。

倒れて3年もたつわけですね、それが芽に吹く状況にもないわけでございます。私もちょっと見に行きますと、上に寒冷紗、布がちょっとかぶせてありました。そんなようなことだね、若い芽が出ないと、このように思うわけでございますが、早急に県と協議していただき、新たな木を植えていただき、また町民の皆さんの憩いの地となるよう、よろしく願います。

また、垂井町史を見ますと、泉のほとりにそびえ立つケヤキ、明日に向かって発展を続ける垂井町を象徴するにふさわしい木である。よって、垂井町の木をケヤキと制定すると、そのような形も出ております。ぜひとも早くこのケヤキを、発出を待っておっては遅過ぎますので、植えていただきたいと、このように思いますが、町長のお考えをお尋ねします。以上です。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 丹羽議員から御質問をいただきましたが、3つ大きくございましたが、私のほうからは道路に関する部分について答弁をさせていただけたらというふうに思います。

町内の道路に関しまして、4点ほどございましたけれども、やはり国道21号の4車線化、それから養老垂井線の4車線化というのが大きな課題であるという認識は持っておるところでござ

ございますが、これらについて答弁をさせていただきます。

まず、大きな1点目の中の1つ目、国道21号線の4車線化についてでございます。

国道21号は地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うための幹線道路として、第1次緊急輸送路にも指定されております。また、国が推進します国土強靱化基本法では、人命の保護は最大限に図られることが上げられておるほか、迅速な復旧に資することも基本方針に掲げられております。これらのことを踏まえまして、国道21号の4車線化の事業というものは非常に急務であると私どもは認識をしております。

ここで、国道21号のこれまでをちょっと少し振り返らせていただきますけれども、国道21号線につきましては昭和49年に都市計画決定がされまして、事業化に向けて地元の調整を進めてまいりました。が、住民及び工場等からの反対要望が出たため、工事着手はできないまま昭和54年度に事業を中止しまして、平成12年度には事業再評価が実施されまして、正式に休止となったところでございます。

その後も岐阜国道事務所や大垣維持出張所へ要望活動が続けながら平成26年1月、それから平成29年2月には県、それから町議会議員とともに岐阜国道事務所長に要望を行ったところでもございました。

しかし、休止となっている事業を復活させるためには、新規事業を起こすのと同程度のハードルの高さがございまして、過去に地元の合意が得られず事業が足踏みしていた経緯があることから、地元の全面同意、協力が得られなければ事業の復活は難しいという状況にございます。

国道21号の4車線化整備につきましては、沿線市町で構成されます岐阜県国道協会ほか10団体において、本年8月29日に4車線化の早期事業着手について、提言書を国土交通省中部地方整備局長に提出をしております。

また、あらゆる機会を通じて、東京での会議、あるいは名古屋での会議において、局長にも直接お話をすることもございますが、こうした要望を強く伝えておるところでございますし、国会議員にもこのことは伝えておるところでございます。

早期に事業着手ができますように、今後も継続的に強く要望活動を続けていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

2点目の塚之宮交差点の事業の進捗でございます。

表佐塚之宮交差点改良の事業進捗につきましては、平成27年度に事業化、それから平成28年度には詳細設計業務が施行されまして、その後、順次地権者及び関係者の方々に説明を行ってきたところでございます。今年度は関係地権者全員から現地立ち入りの承諾が得られましたことによりまして、用地買収に向けて用地測量を進めてきたところでございます。また、用地測量と並行して歩道橋改良のための地質調査も実施しております。

早期に工事が着手できますよう、今後も国土交通省中部地方整備局、そして岐阜国道事務所にも要望していきたいと思っております。予算も最近しっかりつき始めておりますので、今後しっかりと進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。



3点目の県道養老垂井線の4車線化についてでございます。

県道養老垂井線は、垂井町と養老町を結ぶ県道であります。垂井町においては南部地区と北部地区を結ぶ重要な路線でもあります。交通量が多いことから交差点部においては、議員のお話のとおり、渋滞も散見されるところでございます。また、この道路におきましては、ことしの6月に養老サービスエリアスマートインターチェンジが開通いたしまして、また近々、仮称でございますけれども、橋爪大橋が整備されまして、主要地方道南濃関ヶ原線と接続されることにもなっております。今後ますます養老垂井線の交通量の増加が想定されるため、以前から岐阜県に対しまして4車線化の要望を行ってきたところでございます。

しかしながら、平成27年に交通量センサスを行いましたところ、日通過量が8,367台ということで、設計基準交通量が日9,000台から1万台に達していないということで、事業化は非常にまた難しいという状況でもございます。

また、この道路は都市計画道路でもございまして、計画の見直しも必要ということもあって、事業がなかなか難しいという状況も県のほうから伺っておるところでございますが、そうした中で、現在では交差点改良事業を重点要望として進めておるところでございます。宮代、庭田地内、新幹線の下あたりでございますけれども、交差点改良に向けた道路調査を実施させていただいておりますので、早期に工事着手できますよう、今後も大垣土木事務所には要望は進めていきたいと考えております。

また、県道接合部の道路勾配は、設計基準に準拠して対流区間を緩勾配としております。用地買収は将来的な県道拡幅や交差点改良を考慮した範囲としておりたいと思います。今後、やはり庭田交差点とあわせてこの部分の改良について強く要望していくという思いでございますので、御理解賜りたいと思います。

最後の4点目の町道宮代83号線と国道21号の接合部についてでございますけれども、垂井駅南の交差点でございます。ここもやはり現在、通勤・通学によって一時的に渋滞が発生というのが見られるところでございますけれども、やはりこれは交通安全、公安との協議というような形もありますので、継続的にこの状況を観察しながら、しっかりまた協議を重ねてまいって対応していきたいと考えておりますので、今しばらく様子を見させていただきたいと、よろしく願いいたします。

山腹崩壊、それから泉のケヤキにつきましては、担当から答弁させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 丹羽議員の御質問の2点目、山腹崩壊に対しての土石流防止予防治山事業についてお答えをさせていただきます。

現在、町内には3,291ヘクタールの民有林がございます。これら森林は、国土保全、水源涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材の供給など、多面的機能の発揮を通じて私た

ちの生命及び生活に欠くことのできないさまざまな恩恵をもたらしています。

一方で、議員御指摘のとおり、近年、前線や台風に伴う豪雨や地震等の自然現象が頻発していることから、今後も山地災害の発生リスクが一層高まることが懸念されており、災害を未然に防止、軽減する事前防災、減災対策に向けた治山対策が必要であると考えています。

治山対策につきましては、地元自治会や山林管理組合からの要望を受けて、県へ事業実施の要望を行い、順次実施していただいているところでございます。

今年度、町内では2カ所治山事業を実施していただいております。栗原の権現山において治山堰堤の機能強化及び老朽化対策、流路の整備を、宮代の北山において山腹工、治山堰堤の改良などの事業を進めていただいているところでございます。

また、このほかに宮代の南山と大石の西山で治山事業実施に向けて、調査業務もあわせて行っていただいているところでございます。今後につきましても要望箇所の早期着手に向け、さらに県に要望していきたいと考えております。あわせて治山事業の実施には、森林所有者及び地元山林管理組合の御理解と御協力が必要となりますので、お力添えを賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 生涯学習課長 水野忠宗君。

〔生涯学習課長 水野忠宗君登壇〕

○生涯学習課長（水野忠宗君） 丹羽議員の御質問の3点目、垂井の泉、ケヤキの植樹をについてお答えをさせていただきます。

県指定の文化財である垂井の大ケヤキは、樹齢800年の大木でした。しかし、次第に腐食が見られるようになりまして、昭和61年度より保存処理をしましてまいりました。平成27年9月11日に主幹部から倒れてしまい、現在は根の一部が残っている状態です。垂井の泉は県指定の史跡になっているため、指定時の景観を維持する必要があることから県教育委員会と協議し、垂井の泉の玉垣の修繕、倒れた石碑の立て起こしを行ってまいりました。

垂井の大ケヤキにつきましては、岐阜県文化財保護審議会による指導では、根の一部から新芽が出る可能性がわずかでもあるということから、県の天然記念物として指定を解除せず、現状を維持する必要があるとのことでした。毎年、その状況を見守っているところでございます。根の一部から新芽が出る可能性があるとの判断の中、また史跡内の景観の変更に繋がる植樹につきましては、現段階では極めて困難であると考えております。

今後は、新芽が出る可能性の有無等につきまして、樹木医、文化財保護審議会の助言を仰ぐとともに、その結果を踏まえて県教育委員会と協議を重ねてまいりたいと考えております。御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） しばらく休憩いたします。再開は10時30分といたします。

午前10時16分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私のほうからは、3点についてお伺いをいたします。

まず1点目でございますけれども、自転車保険加入を義務化する条例の制定について。

2点目は、がん教育の推進について。

3点目は、職員の再任用制度について。この3点についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、自転車保険加入を義務化する条例の制定についてであります。

近年、自転車と歩行者の事故で高額賠償請求事例が相次いでいる中で、自転車保険への加入を義務づけている自治体がふえております。

先日も、イヤホンで音楽等を聞きながら自転車運転で事故に遭ったり、自転車に乗りながらスマホを操作して事故につながったというケースが後を絶たないようでございます。

警察庁によりますと、2017年中の自転車側が加害者となった事故は1万5,000件を超えており、歩行者側が重傷、もしくは死亡した人数は約300人にも上り、このうち加害者となる自転車側の約3割が保険未加入で、自転車事故の損害賠償請求が高額化している現状にあります。

例えば2013年に自転車事故を起こした小学生に対し、神戸地裁は9,521万円の支払いを小学生の母親に命じております。今では、1億円近い高額賠償を命じられることも珍しくない状況ではありますが、また神奈川県相模原市では「安全に安心して自転車を利用しようよ条例」に基づき、自転車保険への加入を義務化いたしました。

自転車保険は、自動車損害賠償責任保険のような強制保険ではないため、条例で加入を義務づけている自治体において未加入者への罰則は設けておりません。自転車保険は、他人にけがを負わせた場合などに賠償する個人賠償責任保険と、自分のけがに備える傷害保険を組み合わせたものであり、加入した保険の種類により補償額は異なるようですが、現状では日本損害保険協会によれば、年間数千円の保険料で1億円程度の個人賠償責任補償が付されているのが主流となっており、低額の費用負担で手厚い補償が得られるのが特徴となっております。

我が子が塾に行ったり、通学にと自転車を利用することは、親にしてみれば心配ではないでしょうか。本町においても、自転車保険加入を義務化する条例の制定を検討すべきと考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

続いて2点目でございますが、がん教育の推進についてであります。

人間、生涯のうち、国民2人に1人がかかると推測されている病気のがんは、国民にとって重要なテーマであり、がんについての知識は町民の健康に関する基礎的な教養として身につけておきたいものであります。

がん教育とは、がんに関する知識の習得、生活習慣を見直す意識の向上、がん検診を受診す

る意識の向上、さらにはがん患者への理解を深めることで生まれる他者への思いやりや自分の生き方への問いかけなど、命の大切さについて学ぶカリキュラムであります。

正しい知識を小学生などの早い年代で学ぶことは大変重要であり、また受講した子供たちから大人たちへの波及は大きな健康促進の効果を生むものであると考えます。

そこで、質問をいたします。

1つ目に、がん教育の実施に向け、具体的に調査をしているのか。

2つ目として、小・中学校におけるがん教育を取り入れるべきと考えるが、町としての考えはどうかお伺いいたします。

3つ目として、がん教育導入をすることでどのような効果があるとお考えか、お伺いいたします。

続いて3点目でございますけれども、職員の再任用制度についてであります。

民間企業において、公的年金の支給開始年齢が徐々に引き上げられている中、60歳定年を迎えても希望をすれば所定の年齢まで継続して働くことができることで給料も年金も受け取れないという事態を回避し、生活の安定や生活の質を維持できる環境の整備がなされています。

しかしながら、垂井町においては、近年退職された職員の動向を見ていると、退職者に対する雇用の安定化を図るための対応に民間企業と大きな乖離が見受けられるような気がいたします。

多くの民間企業では、希望者全員を65歳まで継続雇用する制度が導入されております。平成24年9月に、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、この法律の第9条では、雇用する高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するために、当該定年の引き上げ、継続雇用制度、当該定年の定め廃止といったこれら高齢者雇用確保措置のいずれかを講じなければならないというものであります。これは、高齢者の雇用の安定を図るものであります。

こういった背景には、平成13年度から始まった公的年金の基礎年金相当部分の支給開始年齢が65歳へ段階的に引き上げられたことや、さらに平成25年度以降は公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢も段階的に60歳から65歳に引き上げられているといったことにあると思います。

一方、公務員においても、平成13年度からの年金支給開始年齢の引き上げに伴い、60歳定年後の継続勤務のための任用制度として新たな再任用制度が施行されています。

垂井町においても、垂井町職員の再任用に関する条例及び垂井町職員の再任用に関する規則が平成13年4月1日から施行されております。

また、平成25年度からの年金支給開始年齢の引き上げに伴い、国家公務員においては無収入期間が発生しないように雇用と年金の継続を図るとともに、人事の新陳代謝を図り、組織活動を維持しつつ職員の能力を十分活用していくため、当面、定年退職等をする職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用をすることが平成25年3月26日閣議決定がなされております。

地方公務員についても、この閣議決定の趣旨を踏まえ、能力・実績に基づく人事管理を推進し、地方の実情に応じて必要な措置を講じるよう、平成25年3月29日に総務副大臣通知が発表されております。

これらのことを受けて、垂井町は再任用制度の運用に向け、垂井町職員の再任用に関する事務取扱規程を平成26年7月1日に制定し、同日から施行されております。

そこでお尋ねをいたしたいと思いますが、まず1つ目でございますが、近年退職をした職員で再任用を希望した職員は何人いるか、そのうち何名採用したのかお尋ねをいたします。

2つ目に、垂井町職員の再任用に関する事務取扱規程では、町長の選考方法として過去の人事評価、勤務実績、本人の意欲、健康状態、職員定数等を総合的に判断することとしていますが、不採用となった理由はどこにあるのかをお尋ねしたいと思います。

3つ目は、不採用となった職員への雇用の機会として臨時職員等への対応が多く見受けられますが、その実態についてお尋ねをしたいと思います。

4つ目には、公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、希望する者には再任用を実施し、その後65歳までは再雇用をするといった高年齢者雇用確保措置が講じられている自治体もあると聞いておりますが、西南濃市町の実態を把握しておられるならお伺いしたいと思います。

5つ目として、再任用制度が新規職員の採用や業務に及ぼす影響をどのように考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

以上、3点について質問をいたしますけれども、わかりやすく丁寧にゆっくりと御答弁をお願いいたします。以上です。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） 私からは、1つ目の御質問、自転車保険加入を義務化する条例の制定についてお答えをさせていただきます。

近年、自転車側が加害者となる事故が多発し、中でも重大な自転車事故で高額な賠償金を請求されるケースがふえていることは議員御指摘のとおりであります。

そのため、被害者保護と加害者の経済的負担の軽減のために、損害賠償責任保険など、いわゆる自転車保険への加入が推奨されております。

本町におきましても、年4回開催いたします交通安全対策協議会におきまして、自転車事故に備えた損害賠償責任保険等への加入促進を推進項目として取り上げまして、関係団体と連携して保険への加入を呼びかけているところでもあります。

また、この自転車保険への加入促進につきましては、春と秋の全国交通安全運動におきましても推進項目の一つとして位置づけられておりまして、全国レベルの課題となっているところでもあります。

したがいまして、市町村単位ではなく、ある程度広域的な範囲で関係団体が連携して対応することが適切ではないかと考えております。

都道府県レベルで見ますと、現在1都2府11県におきまして自転車保険への加入を義務、または努力義務として規定する条例を定めております。

このようなことから、本町といたしましては自転車保険への加入促進を今後も推進してまいります。自転車保険加入を義務化する法令の制定につきまして、国や県レベルでの対応を求めていきたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 私のほうからは、乾議員の2つ目の質問、がん教育の推進についてお答えさせていただきます。

まず1点目の御質問、がん教育の実施に向け、具体的に調査をしているかについてでございますが、がん教育は、健康教育の一環としてがんについての正しい理解とがん患者や家族などががんに向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る教育です。

また、がん教育ではがんについて正しく理解することができるようにすること、健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにすることが目標とされています。

がんに関する科学的な根拠に基づく知識などの専門的な内容を含む教育を行うためには、学校医やがんの専門医等の協力や助言を得ることが不可欠であると考えております。そこで、ことし2月に教育長から不破郡医師会長宛て、がん教育の推進にかかわる協力について依頼文書を発出し、今日に至るまで随時医師会からの御指導・御助言をいただきながら準備に取り組み始めております。

また、6月の文部科学省主催のがん教育研修会、7月の岐阜県教育委員会主催のがん教育指導者研修会に町教育委員会指導主事を派遣し、最新の情報を得るようにしております。

さらに、岐阜県教育委員会では平成30年度から文部科学省のがんの教育総合支援事業に取り組み、がんの予防の授業モデルを今後作成すると聞いておりますので、そうした情報もいち早く収集し、調査したいと考えております。

次に、2点目の御質問、小・中学校におけるがん教育を取り入れるべきと考えるが、町としてはどのように考えるかについてお答えします。

国のがん対策基本法とがん対策推進基本計画に基づき、文部科学省は新しい学習指導要領にがん教育にかかわる内容を盛り込んでおります。

平成32年度に全面実施される小学校学習指導要領では、6年生の体育で病気の予防として、喫煙を長い間続けると、がんや心臓病などの病気にかかりやすくなる影響に触れると指導する内容を示しております。

また、平成33年度に全面実施されます中学校学習指導要領では、2年生の保健体育で新規にがんの予防を盛り込み、がん細胞の増殖、がんの要因、適切な生活週間、健康診断やがん検診、疾病からの回復が新たな指導内容として示されております。

これらの指導内容を踏まえるとともに、先ほど申しましたように、医師会やがん専門医の御指導・御助言をいただきながら町としての授業モデルや教材を作成するなど、平成32年、平成33年の新学習指導要領の全面実施に向けて着実に準備を進めてまいりたいと考えております。

また、これまでも医師会の御協力のもとで中学1年生を対象に防煙教室を開催しておりますので、生徒が直接医師から学ぶがん教育の場としても活用を図っていきたいと考えております。

最後に、3点目の御質問、がん教育の導入をすることでどのような効果があるかと考えるかについてお答えいたします。

防煙教室を受講した生徒の感想には、自分の健康やがん予防への関心を高めたという感想と同時に、家族の健康を思いやる感想が記述されております。こうしたことを踏まえますと、がん教育を導入することでがんについて正しく理解することにより、がんの予防や早期発見等に関心を持ち、健康の保持増進についてより一層主体的に考えることができるようになるとともに、家族を初め、ほかの人の健康をも大切にしようとする思いやりの心も養うことができると考えております。

また、がんとの向き合い方やがん患者との接し方等を学ぶことを通して、みずからの生き方や命の大切さについて考える大切な機会になると考えております。

今後、国・県の動向を踏まえるとともに、医師会、がん専門医との御指導・御助言をいただきながら、がん教育の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 乾議員お尋ねの職員の再任用制度について、御答弁をさせていただきます。

質問は5点ほどございましたが、1点目から順に答弁をさせていただきます。

まず1点目の再任用を希望した職員数及びそのうちで採用した職員数についてでございますけれども、平成30年度の再任用職員としての再任用の希望の有無を確認したのは12人、そのうち再任用を希望した職員は9人で、採用に至った職員は6人となっております。

2点目の不採用の理由でございますが、ここで不採用の具体理由を述べることは控えさせていただきますが、地方公務員法の規定では従前の勤務成績等に基づく選考により採用することができると規定されており、御質問にございましたとおり、本町におきましては人事評価、勤務実績、職員の意欲、健康状態、職員定数等を総合的に判断して決定しております。

3点目の再任用不採用時の臨時職員への対応の実態につきましては、選考により臨時職員として採用し、再任用職員とは異なり補助的な業務などを行っているところでございます。

4点目の西南濃市町村の実態でございますけれども、昨年度運用に当たり確認した内容では、当町と同様、年金部分支給開始後は臨時職員、嘱託職員へ切りかえる自治体もありますし、短時間の再任用制度に切りかえるところもございます。また、臨時職員制度のみで運用している

自治体もあるところでございます。

次に、5点目の再任用制度が新規職員の採用や業務に及ぼす影響でございますが、自己都合退職者や今後の職員数の推移、業務量、そして人件費など総合的に判断し、新規採用者を決定しております。

また、業務への影響ですが、再任用した職員全員に現役職員と共同し、職場で能力を発揮するための留意点や、やりがいを持って働くための心構え、行動のあり方について考えることを目的として再任用職員研修を受講させております。

現在、国においては定年延長についても検討されておりますが、引き続き適正な人事管理を行っていきたいと考えております。

以上、乾議員からの職員の再任用制度についての答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 議長から登壇の許可を得ましたので、早速、一般質問に入りたいと思います。

3点ございますけれども、まず第1点目の台風災害による河川流域内の倒木についてでございます。

本年は、台風の襲来が多かった年でございます。災害に遭われた方々には、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

我が町におきましても、家屋や農業用ハウスなどの損壊、田畑の湛水、樹木が倒れるなどの大小さまざまな台風被害が発生いたしました。

過日、気にかかる河川上流部における倒木の状況を見てまいりましたが、実に多くの倒木がございました。その情景から、ふと今から30年ほど前でしたか、台風豪雨の際の倒木が流木となって橋の橋脚にひっかかり流れをせきとめ、堤防を越水して大洪水となって甚大な被害を出した府中地区の西側を流れる大滝川の氾濫がよみがえってまいりました。

こうした教訓から、河川上流部の倒木処分は災害を未然に防ぐことから、さらに景観保全の観点からも重要なことと思います。

昨今の砂防堤防は、流木をせきとめる機能もありながら、安心はできません。災害を未然に防ぐためには、平時の取り組みが肝要だと思います。所管としてはどのように捉えておられるのか、また今後の対策をどのように講じられていくのか、お尋ねいたします。

2点目でございます。

次に、防災行政無線についてでございます。

主に有事の際における情報伝達のことでございますが、庁舎移転に合わせて防災行政無線設備も移転されると思いますが、屋外放送受信設備の老朽化も含め、—— 町内に76基のパンザマストがございますけれども、そのことでございます —— そもそも昨今の防災行政無線設備のあり方が、我が町のみならず、他市町においても問題・課題となっていることは周知のと



おりでございます。

防災情報伝達は、平時とあわせ有事の場合、気象条件がどういうふうであっても適切に確実性の高い情報伝達が求められています。あわせて、聴覚障がいの方や気密防音性の高い住宅への対応、さらに今しも国政で議論されています、外国人労働力拡大政策に伴い増加すると予想される町内居住の外国人の方々への対応などなど、どこまでその機能を持たせるのか、持たせ得るのか。

デジタル化の対応や新庁舎への移転対応もありましょうが、ここでしっかりと今様の防災行政無線設備のあり方を調査研究して、無駄、むらのない財政の裏打ちも得るべく透明性を確保して開かれた整備計画の策定に着手するべきだと思いますが、現在どのような状況なのか、また取り組まれていかれるおつもりなのかお尋ねをいたします。

3点目でございます。

美濃国府跡の保存整備についてでございます。

全国には1,700余の地方公共団体がございます。その中であって、我が垂井町のステータスシンボル、いにしへの美濃国府所在地でございますが、今まで発掘調査を重ね、位置が明確となったところでございます。

この貴重な遺構を適切に保存、継承していくために、以前から保存整備計画などの策定がなされてまいりましたが、過日、国府跡の整備計画図が提示されたところでございます。

ところが、国府跡地とされる土地は私有地でございます。その土地の適切な価格での買収も含め、今後の取り組み計画はどのように考えられているのかをまずお尋ねいたします。

あわせて、仮に私有地を買収した場合の土地代金の8割が国庫補助金として交付されることですが、どのような財政手法を講じられるのかもあわせてお尋ねをしてみたいと思います。

以上、3点御質問をさせていただきました。よろしく御答弁を賜りたいと思います。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 若山議員の御質問の1点目、台風災害による河川流域内の倒木についてお答えをさせていただきます。

多面的な機能を有する森林は、一方で前線や台風に伴う豪雨や地震等の自然現象により毎年のように日本各地で多くの山地災害が発生しており、多くの人命・財産が失われています。

当町におきましても、本年9月4日の台風21号では非常に強い風と激しい雨により、山林内で倒木などの被害が発生いたしました。

現在、本町では森林法に基づく垂井町森林整備計画を樹立いたしまして、伐採、造林、保育などの森林整備を行うとともに、山林の保全、治山対策を進めています。

森林所有者が個々で管理することが難しい中、森林所有者で組織する山林管理組合、森林の経営を受託する森林組合と連携し、一体的なまとまりを持った森林において5年を1期とする

森林経営計画を立て、効率的な森林の施業と適切な森林の保護を進めております。

今年度におきましては、国・県の補助金、県の森林環境税を活用する中で、間伐を約62ヘクタールと作業道を660メートル開設しているところでございます。

また、治山対策については、地元自治会や山林管理組合からの要望を受けて県へ事業実施の要望を行い、順次実施していただいているところでございます。

議員お尋ねの河川上流部の倒木につきましては、御指摘のとおり豪雨時において流木による災害を起こすおそれがあるものと考えております。

これまでも、林道や溪流にかかる倒木の処分につきましては、森林所有者においてお願いしているところではございますが、所有者みずからが森林管理をすることが難しい中、山林管理組合と連携して進めておるところでございます。

国・県の施策によるところも大きくありますが、流木による被害を防止、軽減するために、保安林の適正な配備、間伐等による根系の発達促進、流木化する可能性の高い溪流内の立木の伐採、治山堰堤の設置など、治山対策を一体的に実施すべく、今後につきましても県、山林管理組合、森林組合と連携し、進めていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 若山議員の大きな1点目の台風災害による河川敷流域内の流木について、砂防事業の観点から私のほうから答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、砂防堰堤は流木を捕捉する機能を有しております。特に、流木を効果的に捕捉する機能を有しまして、流木どめ溝、通称スリット堰堤であり、垂井町内には7基設置されております。

砂防事業は、土砂、流木流出による災害から生命、財産、生活環境、自然環境を守ることを目的としており、流木どめ溝は効果的に流木を捕捉します。

また、流木どめ溝は、本堤に設置する場合と副堤に設置場合があります。本堤に設置するものは、土石流及び流木を捕捉する機能を有しており、副堤に設置するものは、流木のみを捕捉する機能を有しております。この場合、本堤で土石流を捕捉するため、副堤では流木捕捉のみでよいとなっております。

流木どめ溝の構造は、各地点におきまして流出流木調査をもとに捕捉容量とスリット間隔を決定しております。各現地状況に応じました形状となっております。また、設置後、維持管理の必要として応じたしゅんせつした土砂及び流木の撤去もしております。

今後も、施設の維持管理を岐阜県大垣土木事務所と連携を図りながら、施設の維持管理を進めてまいりたいと考えております。御理解賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） 私からは2つ目の御質問、防災行政無線についてお答えをさせていただきます。

防災行政無線につきましては、庁舎移転に合わせ同報系親局を移設するための工事を現在施工しているところであります。

また、国は全自治体に対しまして平成34年11月までに防災行政無線をデジタル化するよう求めており、今回の移設工事に係ります東海総合通信局との協議におきましてもデジタル化することを前提に認められた経緯もあることから、来年度以降、3年度をかけまして同報系のデジタル化を進めてまいりたいと考えております。

一方、議員御指摘のとおり、屋外スピーカーは豪雨などの気象条件や建物の構造等により、屋内では聞こえない場合があります。また、音声のみの伝達では耳の不自由な方や日本語が理解できない外国人に対する情報伝達は困難となります。

こうした状況に鑑みまして、総務省におきましては、現在市区町村の災害時における情報伝達の取り組みを後押しするため、高齢者や外国人といったいわゆる災害弱者と言われる方々に必要な情報を確実に届けられるようにするための情報伝達の環境整備を図ります情報難民ゼロプロジェクトを推進しております。

こういった国の動向なども踏まえ、情報難民ゼロをキーワードに防災行政無線設備の整備に取り組む必要があると考えております。

今後は、これまでに導入してまいりました戸別受信機や防災行政無線のテレホンサービスやメール配信サービスなどの効果につきまして検証してまいります。

そして、デジタル化にあわせ情報伝達の環境整備につきまして、透明性、公開性を確保しました調査研究の場を設け、学識経験者や各種事業者の意見をいただきながら整備計画を策定してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 生涯学習課長 水野忠宗君。

〔生涯学習課長 水野忠宗君登壇〕

○生涯学習課長（水野忠宗君） 私のほうからは、若山議員の質問3点目、美濃国府跡の保存整備についてお答えをさせていただきます。

美濃国府跡は平成3年から発掘調査を始め、平成15年までの13次にわたる調査の結果、平成18年1月26日に国史跡に指定されました。その後、史跡指定範囲の適切な管理を行うため、平成26年3月には美濃国府跡保存管理計画を策定したところです。

保存管理計画では史跡の利用がうたわれており、それを受けて平成30年3月に美濃国府跡整備基本計画を策定しました。

整備基本計画では史跡の整備イメージ図を作成しましたが、一部に未指定地を含んでいるため、地権者と協議を重ね、平成30年10月15日付で未指定となっていた土地について国の追加指定を受け、総面積1.63ヘクタールが指定地となりました。

史跡保存管理計画では、史跡の保存管理を確実にし、適切な公開、活用を目的として史跡の

整備をするため、指定地の公有化を進めていくこととなっております。

町では、史跡の公有地化に向けて平成18年度に指定を受けた土地においては平成26年度に土地の鑑定と建物の補償額の調査を行い、今年度は追加指定を受けた土地について同様に調査を行っております。また、土地の境界を画定するための測量調査も行っているところです。このように、土地の評価や建物の補償額の調査を行い、適切な価格の算定を行った上で公有地化の事業を進めていくように考えております。

今年度中に史跡指定地についての適切な購入額を算定し、来年度以降の事業には議員からの御質問にもありますとおり、史跡等購入費国庫補助を活用することにより購入金額の8割の補償額をいただき、公有地化の財源に活用するよう計画をしております。

現在、国と県と協議しながら公有地化に向けての指導を受けており、町財政当局ともどのような購入方法が地権者や町にとって適切な方法なのか検討を行っております。

なお、公有地化の後には国の指導に従って整備範囲の発掘調査の実施、その結果を踏まえた整備基本設計、整備実施設計、整備事業といった流れとなっております。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 御答弁ありがとうございました。

防災行政無線並びに美濃国府跡の保存整備については、御答弁いただいたところで十分しつかりと進めていただきたいなというふうに思っております。

1点目の台風災害による河川流域内の倒木についてでございますけれども、森林管理組合、森林所有者等々あわせて今までもいろいろな森林保全の事業をなしてこられたということで、これからもどんどん進めていただきたいなと思います。

その中で、現に河川に倒れている倒木は将来に向かって云々かんぬんやなしに、平時こそこの有事を想定して防災に取り組むということが非常に肝要だと思っております。

したがって、県と協議してとかいろいろな手続があるかと思っておりますけれども、来年の台風時期までにはそういったところもやはりきちっと撤去されていくということでないと、どのような災害が起こるかわからないということでございます。

そこら辺をしっかりと取り組むにはどういう心構えでおられるのか、そこを再度お尋ねいたしまして、再質問とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 若山議員の再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

流木による被害ということで、30年ほど前の御旅神社の北部の橋のやつ、私もちょうど消防団員で出ていった覚えがございまして、橋桁に大きな、たしか杉の木だったと思いますけれども、ひっかかって、大変な被害になったことは覚えておりますけれども、まさにああいうこと

が起り得るという状況の中で、先ほどお話ししたように現状としてはやはり砂防堰堤が、スリット工法といいますか、そういうものがどんどん進められている状況の中で、上流部からの流出を少しでも抑えるというような状況になっております。

一方で、議員おっしゃいますように、やはり現に倒れているものについてどうするかということにつきましては、これはやはり基本的には個人の所有物という部分もございますので、まずその所有者を特定しまして、その方との協議という形になってくるかと思っております。

ただ、議員も御存じのように山になかなか入る方が少ないという中で、その処理について多分困られる方もたくさんおられると思います。そういったときにおいてはやはり山林組合、あるいは地元の管理組合等の協議の中で少しでも手助けというか、お手伝いをしながら除去していくということになるかというふうに思っております。

山に入っていく機会が本当に少なくなっておるその一つに、やはり木の利用がなかなか進まないというのは一つの原因としてあると思いますけれども、今後、やはり今、森林台帳等の整備等も進めておる中で、山に関心を持っていただいて、その部分を少しでも改良していくということも大事なことかというふうに思いますし、まず今の倒れている木というのは山の荒れる第一歩の原因であるということにもなりますので、ここら辺に対してしっかりと対応していくことが必要かと思っております。

また、お力添えをいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 通告に従いまして、大きく4点につきましてお尋ねいたします。

第1点目、平尾地区の要望を取り入れよ。

第2点目、幼児教育と保育の無償化について。

第3点目、表佐の業平川の景観の修復整備を。

第4点目、軽介護サービスの運営状況について。

4問ありますので、できるだけ簡潔にお尋ねいたしますので、明瞭にお答えいただきたいと思っております。

それでは、第1点目、平尾地区の要望を取り入れよについてお尋ねいたします。

平尾地区のある方が、あるところで、平尾地区についていろいろな要望を訴えられました。

平尾地区は、本当は開発もせず、現在のまま、自然のままで後世に伝えていったほうがよいのかもしれないのだがと前置きをされながら、次の要望をされました。

平尾地区で何かをしようとするといろんな障害が出てくる。例えば県道216号線を拡幅すると4車線ができて、中央分離帯ができて平尾地区の南北が遮断されてしまう。危険だから、不便だから道路横断用に信号機をつけてほしいといえ、信号機をつけることができない。本当のことを言うと、県道拡幅は平尾地区にとっては邪魔者なんだと。

百姓をやるにしても、その道路を渡らないと向こう側に行けない。これまでに、交通事故で

平尾の住民が4人ほど亡くなっている。あの道路がなければ亡くなっていなかった。逆に言うと、あの道路はほかの人たちにとっては便利なんだろうけれども、平尾地区の住民にとっては要らん道路なんやと。

道路に信号機はつけられない、道路を渡ろうとすると、一番東のお墓のところまで行かなければならん。北へ行かなければ渡れなくなる。百姓をやるのにとっても困る、4車線化になると特に困る。4車線化は、本当に言ってやってもらわんほうがええと。平尾の住民の要望として北へ渡る道を考えてくれと言ったら、役場はどうのこうのと言って前向きの姿勢を見せてくれないとのことでした。

そこでお尋ねをいたします。

1つ目、道路横断用の信号機をつけてほしいとの切実な住民の声をいかように受けとめておられるのか、お尋ねをいたします。

次に2つ目、圃場整備はどうなっているのか。早急に進めてほしいとの要望がありました。

次に、いろんな面で、例えば火葬場ができる時点でも悪いものは平尾の近くへ持ってきていいものは何もあらへん。平尾の住民としては文句を言いたいことばかり。未開なら未開発でもいいんやけど、道路ができる、道路が拡幅される。

道路沿いを発展させるにも、水がない。水道を引くには自己負担をせよとのことで、なかなか店もできない。平尾地区にとって何もいいことがない。

火葬場、その他の代償と言っては言い過ぎになるかもしれないが、見返りとして水道を引いてほしい、お墓に水を引いてほしいという要望がありました。

次に、少し言い過ぎになるかもしれませんがと言われたわけですが、平尾が出した要望がちっとも取り入れてもらえへんとの声がありましたが、どのような御見解か。

以上、お尋ねいたします。

次に、大きく第2点目、幼児教育と保育の無償化について。

安倍晋三首相は、幼児教育と保育の無償化を来年10月に予定すると突然打ち出しました。

消費税率10%への引き上げ分を財源とするとありますが、もしそうであるなら保育事業を担う町には無償化に伴う費用に加え、実務の負担が重くのしかかると思われます。

そこでお尋ねします。

1つ目、来年10月、無償化はなされるのでしょうか。

2つ目、保育料の使い道と流れについてお尋ねをいたします。

3つ目、町に無償化に伴う費用負担はあるのでしょうか。

4つ目、もしあるとするなら、来年度予算における財源確保はどのようにされるのでしょうか。

5つ目、無償化により、入園児はどのくらいふえるのでしょうか。

6つ目、保育士に不足が生じないか。

以上、お尋ねをします。

次に、大きく3点目。表佐の業平川の景観修復整備を。

表佐の業平川の景観整備は、平成の初めのころになされたと記憶していますが、その後30年近くたち、いろいろなところにおいて、例えば護岸石積みにおいて、また防護用の手すり、ガードレール、また橋の欄干等において経年劣化が見られます。経年劣化、自然に年数がたつと劣化現象が起きてくることです。特に、一部の欄干においては腐食による倒壊の危険すらあります。

表佐の業平川は、昔から清らかな水が一年中流れ、在原業平朝臣の名前から由来する川であり、表佐の中心部を流れ、小学校への通学路でもあり、また表佐地区住民の憩いの場でもある河川であります。

そこで、お尋ねいたします。

1つ目、景観等に配慮した河川空間の修復整備を。特に、欄干の修理は急げ。景観等に配慮した河川空間の修復整備を行ってもらえないか。特に、欄干の修復は急ぎ対処していただきたいが、明快なる御答弁をお願いいたします。

次に、大きく4点目、軽介護サービスの運営状況についてお尋ねをいたします。

平成26年6月、医療法や介護保険法の改正を一本化した地域における医療介護総合確保推進法の成立に伴い、介護保険制度が平成27年度から改正されることとなり、私は以前、この議会で法の改正点とその狙いについてこれまでとどのように変わるのかを、また地域間格差を生まないか、介護サービスの低下を招かないか、地域包括ケアシステムの構築等についていろいろお尋ねをしました。

軽度者向けサービスをめぐっては、より軽度の要支援1・2を対象とした訪問介護と通所介護が平成27年度から段階的に国から市町村に、我が町に移行され、平成29年度には本格的実施となりました。

そこで、以下お尋ねをいたします。

1つ目、国から市町村に、すなわち我が町に移行されたことにより、軽介護サービスはどのように変わってきたか。

2つ目、軽度者向け介護サービスの切り下げになっていないか。

3つ目、軽度者向け介護サービスの運営状況について。自治体によっては、経営難になっているところがあると言われております。

4つ目、将来の展望について。既存事業所とボランティアによるもの、また有償、無償を問わずボランティアに依存していくやり方、短期集中型といろいろ選択肢がありますが、どちらの方向に進められるのか。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 富田議員の大きな1点目の1点目、平尾地区の要望の中で、道路横

断用信号機の設置についてと、大きな3点目、表佐業平川の景観修復整備について、私のほうから答弁をさせていただきます。

平尾地区を東西に走る一般県道赤坂垂井線は第2次緊急輸送道路であり、数年前から準備、整備されております。

議員が言われますように、4車線化施工後は中央分離帯が設置されます。これまでできていた横断ができなくなるため、平尾地区の方々より信号機の設置要望がありました。これまで、岐阜県大垣土木事務所、公安委員会と協議を行ってまいりましたが、議員が言われますとおり設置は困難な状況でございます。

そのため、地元と協議を行い、県道を横断している平尾転作研修所の100メートルほど西にあるボックスへとつながる側道を計画し、大垣土木事務所に設計・施工をお願いしております。

しかし、道路用地等につきましては町負担となるため、現在用地取得に努めておるところでございます。用地取得後につきましては、速やかに工事着手できるよう要望してまいりたいと考えております。

続きまして、大きな3点目の表佐の業平川の景観修復事業につきましては、中川修景整備工事から約30年が経過しております。建設課といたしましても、橋梁定期点検の実施により、高欄の腐食等劣化は認識しておるところでございます。

今後、国の補助を活用しながら、高欄の取りかえ等橋梁修繕を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 富田議員の御質問の1点目、平尾地区の要望を取り入れよの中の2点目、圃場整備はどうなっているのかにつきましてお答えをさせていただきます。

平尾地区における圃場整備事業の実施に向けては、平成28年度に地元の農業者にて発起人会議を立ち上げられました。以後、圃場整備に係る勉強会を開催し、平尾地区の営農に関する現状と課題などのアンケートを実施する中で、農地所有者の農地の賃借状況や将来展望、農地や道路、用排水路等の現状とともに、それらが抱える課題を把握し、圃場整備の必要性、事業の進め方などを検討しているところでございます。

発起人会議では、地区の将来に係るこれらの課題を解決するため、圃場整備事業実施の機運が高まっているところでございます。

その中で、圃場整備実施区域と考えている箇所におきまして、堅田遺跡、美濃国分寺尼寺遺跡の埋蔵文化財包蔵地の指定がされており、事業を行う前に遺跡の内容や範囲、深さなどを確認する調査を行うこととされています。そこで、現在教育委員会にてその調査を行っているところでございます。



今後につきましては、埋蔵文化財試掘調査と並行いたしまして、農地所有者に圃場整備事業への参加同意を得る中で事業計画の策定をしていきたいと考えています。

いずれにしましても、将来にわたって平尾地区の持続的な農業のために、発起人会議を中心に地元関係者と連携し、早期の事業着手に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） 富田議員の1点目の御質問、平尾地区の要望を取り入れよう、平尾地区道路沿いを発展させるためにも水道を引いてほしい、お墓に水を引いてほしいとの声もあると。水道の要望に関するお尋ねにつきましては上下水道課所管でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員も御承知のとおり、水道事業は受益者負担の原則にのっとりた独立採算制を基本に運営されております。安全で良質な水道水を安定的に供給する基本使命に加えて、企業としての経済性を発揮するため、経費の削減や財源の確保など、持続的な安定経営に努めているところでございます。

御質問の平尾地区道路沿いの水道管の整備でございますが、水需要のない地域に先行的に管路を整備いたしますと、管内の水道水が滞留することで消毒の効果がなくなり、水質の悪化を招くこととなります。

したがって、水質基準に適合した安全・安心な水道水の供給ができなくなるということから、これまでも水需要のない地域での先行した水道管の整備は行っておりませんので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

また、お墓に水を引いてほしいとの声もあるとのことですが、新たに水道の利用を希望される場合は、垂井町水道事業給水条例に基づき所要の申請をしていただく必要がございます。その際、議員も申されましたとおり、同条例に基づき費用負担が必要となりますので、事前に上下水道課へ御相談いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） 私からは、大きく1点目の御質問のうち、4点目についてお答えをさせていただきます。

各地区自治会からいただきますさまざまな御要望につきましては、真摯に受けとめ、公平・公正にその内容を吟味することは当然のことです。それを踏まえまして、緊急度、必要性等を総合的に判断いたしまして御要望に適正に対処してまいりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 藤塚康孝君。

〔健康福祉課長 藤塚康孝君登壇〕

○健康福祉課長（藤塚康孝君） それでは、富田議員の大きな2つ目の御質問と、4つ目の御質問につきましてお答えをさせていただきます。

まず、2つ目の御質問の幼児教育と保育の無償化につきましてお答えさせていただきます。

幼児教育・保育の無償化につきましては、内閣府におきまして新しい経済政策パッケージ及び経済財政運営と改革の基本方針2018に基づきまして、来年10月からの実施を目指すこととされております。

今年9月には、住民や事業者向けにわかりやすく説明するための資料が出され、ホームページでも公開されたところでございます。

まず1点目の御質問、来年10月に無償化されるかということでございますけれども、内閣府の方針に基づきまして実施する予定でございます。

その具体的な内容につきましては、内閣府におきまして現在も検討中の事項が多くありますけれども、現時点では幼稚園保育料は満3歳から、保育所保育料は3歳児クラスから無償化とし、ゼロ歳児から2歳児の保育所保育料におきましては住民税非課税世帯を対象として無償化といたします。

ただし、保育を利用されている方の延長保育料につきましては無償化の対象外とされております。また、実費徴収しております幼稚園の給食費につきましては、現時点では無償化の対象から除くこととされておりますけれども、食材料費の負担の方法が1号から3号認定の支給認定区分によって異なっている現状から統一的な取り扱いが必要であるという意見もあり、内閣府におきまして現在も検討中でございます。

なお、認可外保育施設や障がい児保育施設、一時預かり事業など、幅広い範囲におきまして無償化の対象とされております。

続きまして、2点目の御質問、保育料の使い道についてでございます。

教育・保育の運営につきましては、子ども・子育て支援新制度におきまして、施設型給付費として施設に対し財政支援を保障しております。

この施設型給付費と保育料と言われる利用者負担額の合算額が公定価格として国の基準で定められており、この公定価格の一部を利用者負担額、保育料として保護者の方から徴収しているところでございます。その徴収させていただきました保育料につきましては、例年全額保育士の人件費に充てているところでございます。

次に、3点目、町に無償化に伴う費用負担はあるかとの御質問でございますけれども、財源につきましては消費税10%への引き上げによる増収分を活用することとしておりますが、今月、内閣府が発表しました幼児教育無償化に係る財政措置等の案によりますと、地方消費税の増収分が来年度はわずかであることを踏まえ、幼児教育・保育の無償化の実施に当たっては来年度に要する経費につきましては全額国費によるとされております。

また、子ども・子育て支援新制度に移行されていない町外幼稚園や、新たに無償化の対象と

なる認可外保育施設、一時預かり事業等の負担割合につきましては、国2分の1、県4分の1、町4分の1とされております。

なお、幼児教育・保育の無償化の実施に要する事務費につきましては全額国費による負担とされており、システム改修費につきましても今年度予算で既に192億円を計上しておりまして、適切な配分となるよう努めることとされております。

次に、4点目の御質問、無償化に伴う来年度予算編成についてでございますけれども、今もなお内閣府におきまして検討中の事項が多くありますので、現時点におきましては幼児教育・保育の無償化を考慮せず来年度予算編成を行っているところでございます。

今後、内閣府におきまして検討中の内容が固まったタイミングによりまして、予算編成につきましては検討をする予定でございます。

次に、5点目、無償化により入園児はどれくらいふえるのかについてでございます。

現在把握しております来年度の幼稚園、保育所、認定こども園の園児数につきましては、今年4月1日現在の園児数と比較しますと大きな差はなく、現時点では幼児教育・保育の無償化による園児数には影響のないものと考えております。

最後の御質問、無償化により保育士に不足は生じないかということでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、現時点におきましては来年度の園児数には例年と大差がございませんので、幼児教育・保育の無償化に伴う保育士不足への影響もないものかと考えていますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、4つ目の御質問、軽介護サービス運営状況についての1点目、国から市町村に、我が町に移行されたことによりどのように変わったのかと、2点目、軽度者向け介護サービスの切り下げになっていないのかと、3点目の軽度者向け介護サービスの運営状況につきまして関連がございますので、あわせてお答えさせていただきます。

平成27年度の制度改正では、国の介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護のサービスが市町村実施の地域支援事業に移行されました。

国の介護予防給付はサービス内容や報酬が全国一律で設定されていましたが、市町村が実施主体となったことで裁量の範囲が広がり、サービス内容や介護報酬、利用料等につきまして、地域の実情に応じて市町村で設定できるように変わったところでございます。

本町におきましても、総合事業への移行後もサービスの低下による地域格差を生じないよう、安易に介護報酬の切り下げを行わず、専門職によるサービスの供給量を維持することを念頭に置きまして事業の実施をしてまいりました。

このことによりまして、本町指定の事業所では従来の介護予防給付と同等のサービスを提供できており、利用者の方にも不便なく円滑に運営ができていると認識しております。

また、介護保険財政につきましても保険料が50%と、国が25%、県が12.5%、そして本町が12.5%と、介護予防給付として運用をしていたときと同じですので、町の負担状況にも変わりはありません。

次に、4点目の将来展望についてどちらの方向に進むのかでございます。

総合事業では、従来の介護予防給付と同等のサービス以外にも、要支援1・2の方に向けた多様なサービス類型が国から示されております。

いずれのサービスも地域の実情に合わせて進めていくこととされていますので、本町におきましてもこのような多様なサービス類型を活用し、元気な高齢者が参画することで自身の介護予防にもなり、またボランティアなど、住民等の多様な主体が参画して多様なサービスを充実して展開させることにより、地域づくりの視点も含めて要支援の方に対します事業を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 再質問をさせていただく前に、我々は一般質問に対して事前通告というのをしているわけなんです、私は事前通告の答弁者として町長と書いてあったわけですが、これも、これ、私は今は何番目ですか。

これまで、町長、全てに答弁に立たれていますが、私の場合はまだ一度も立たれておられませんので、町長に再質問をお願いいたします。

1つ目、信号機、圃場整備についてはできるだけ進めていただきたいと思っております。

それで、水道について水道課長ではなくて、これは当然引く人がいろいろと負担を持つということはもうこれは条例で決まっているわけで、わかって尋ねているわけなんです。だめな方向に考えていけば、先ほどのような課長の答弁になってくると思うんです。どんどん、だめです、だめです。無料では引けないということだろうと思うんですが、私が長々とは言いませんけれども、1つ目のときにいろいろと平尾地区について述べていたのはこのためなんですけれども、やはり犠牲とは言いませんが、いろいろと代償とかその見返りがあってもいいんじゃないかという地域もあると思うんです。

今の安倍さんではありませんが、経済特区とかいろいろな特区というのがあるわけですが、行政特区じゃありませんけれども、何かいいことがあってもいいんじゃないかということでお尋ねしているわけなんです。

条例に基づいてお尋ねしているんじゃなくて、行政、それについて町長の手腕にお尋ねしているわけなんです、例えば近くに、私もこれを思いつきで言っただけなんですけれども、近くに公園をちょっとつくってみて、そこに町として水道を引くと。その途中にお墓がある、じゃあお墓にそこから引けば、これは簡単にそんなに負担がなくてもできるんじゃないかとか、そういうような何かその地域のことを考えて考えて知恵を絞って、費用負担にならない、そういうところに限ってなかなか財政的に余計厳しいわけなんですけれども、そういうところについての配慮というのが要るんじゃないかと思うわけなんですけれども、その点、町長にお尋ねいたします。

それと、ちっとも要望を聞いていただけないということはないと思っております。先ほど1、2で

交差点についても、また圃場整備についても一生懸命課長さんが考えておっていただくものであれですけど、真摯に受けとめていますという企画調整課長の言葉を信じて、そういう声の出ないようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、大きく3点目の業平川の景観修理につきましては、課長より答弁いただきましたので町長にお尋ねいたします。

何もかもという大変な財政ということはわかっておりますので、高欄については来年度予算に入れていただいてやっていただけるかどうか、ずばりお尋ねしていきます。

それと、軽度者向け介護サービスについて、家の中のことは何とかなるんだろうと思うわけなんですけど、例えばごみ、その家のごみはごみステーションまで運んでいく、毎日。そういったこととか、日常買い物に行くとか、そういったことを、これが今一番、これからも大変な問題になってくるんじゃないかと思うわけなんです。

だから、軽度で何でもできそうに思えるわけなんですけど、これから高齢化が進んできて若い人がいない、じゃあそこまではどうするかという、今ちょっとサポートとかいろんなところでこれについていろいろと考えておっていただきますけれども、これについて、町長さんとしてはボランティアだけでは大変なことだと思ふわけでございますので、その点についてお尋ねいたします。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 富田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、ちょっと順番が逆になります。最後の軽度者の介護支援についてであります。

今、議員もおっしゃいましたけれども、ボランティア等でちょっとサポートとか地域での支えという部分でしっかりと対応しておるところでございますけれども、それだけでいいのかという御質問の趣旨かというふうに思ひます。

もちろん、これからそういったサービスをしっかりと充実していく必要はありますが、やはり最終的には今回のこの介護を地域におろす、在施から在宅へという流れの中で重要になってくるのは家族の力ももちろんでありますけれども、それを支える地域の力が大きな要素になってくるものというふうに思っております。そういった部分で、各地区にあります組織等がしっかりと動けるような体制をサポートしていくのが我々の務めではないかなというふうに考えておるところでございます。

単にボランティアだけ、一部有償ボランティアもございましてけれども、そういった部分もしっかりと充実させていくのがこれから肝要かと思っておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

それから、業平川につきましては、今後まだ予算査定の段階でございますので、査定の中でしっかりと検討させていただきたいと思ひますので、今ここでの返答は差し控えさせていただきます。

最初の水道の問題でございますが、そもそもこの問題の質問をされたのはふれあいトークの中であった質問が全てここに出ておるところでございます。表佐地区でふれあいトークを開催した折に、平尾の方がわざわざお見えになって質問された経緯がございます。その質問がこの内容だと思います。

あのときも要望という言葉をおっしゃいましたけれども、翻って言うと、一個人といいますか、一人の思いの要望がこうして一般質問の中で堂々と取り上げられることの是非ということもぜひ考えていかなければいけないのかなと。これから要望するんならもうこういった一般質問ですればいいんじゃないかということになったときに、我々としてはどう対応していいのか非常に苦慮するところがございます。

ここら辺はぜひしっかりと交通整理をしていく必要があるということの前提としてお答えをさせていただきます。

今、水道、ほかの策を考えてつくったらどうだというようなことがございましたけれども、こうした要望活動はやはり代償とか見返りを求めてするものではないというふうに思います。やはり地域のために、そして全住民の公平・公正のために財源を使っていくためであって、誰かが無理をしたからその御褒美に何々をしてあげるとするのは、やはりどこかいびつな考え方ではないかなというふうに思います。

もちろん、政策的にその地域に大変な御不便、あるいは迷惑をかけていることについてそれに対応するための代替措置というのはしっかりとっていく必要があるというふうに思いますけれども、そこら辺は状況をしっかり見きわめていく必要がありますので、今この平尾のお墓の水の話が本当に必要なのかどうかということ、あるいは今、平尾の地区が迷惑しておるのやと、道路もやってくれるな、圃場整備もやってくれるなというようなこともおっしゃいましたけれども、そのことが本当に平尾の総意なのかということも含めて考えていかなければならないと思っておりますので、慎重にしっかりと考えていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（角田 寛君） 11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 普通は2回でやめるんですけども、町長の言いつ放しというところで終わるとするのはどうしても私としては納得できませんので。

確かに、町長さんはそういうことを今言っていただきましたが、1人とか2人とか。1人の声が全部かもしれませぬし、全部というようなことは把握できない。それは、町長さんが町長と語る会を開かれたときに町民の皆さんが10人か20人でしたか、来ておられるということで、それを全部として吸い取られるのか、それは一部として吸い取られるのか。それをもう一度お尋ねしたいと思います。

どのように今の、一人の命は地球より重いとも言われていますが、やはり我々は一人の人の声も代弁しなければならぬ。そういうことも含めて町長のお考えをもう一度お尋ねします。

どのようにして町長と語る会を、トーク何でしたか、私もいましたが、どのようなつもりで開かれたのかよろしく願いいたします。一人一人の声を吸い上げるためじゃないでしょうか。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 富田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、冒頭の言いつ放しではおもしろくないというのは非常に不適切な発言ではないかなというふうに思いますので、よろしく御判断いただきたいというふうに思います。

ふれあいトーク、今回このふれあいトークは、第6次総合計画の内容を知っていただくこと、そして要望ではなく、皆さんと一緒にこれからのまちづくりを一緒に考えていく場にしたいという思いで展開をさせていただきました。

その中で、今回要望という形で出てきたわけでありましてけれども、当然にそういった思いも捨っていく必要があるし、たった一人の意見なのか、あるいはその後ろに多くの声があるのかと、それはしっかりと判断をした中で判断をしてきます。ですから、一人の声とって軽んじているわけでは決してございません。

ただ、問題を言っているのは、この一般質問という場で要望活動、これは自治会の要望活動にも通じるものだと思いますけれども、そういったものをここで論議することがどうなのかということ先ほど提案させていただいたところでございます。

やはり一般的に、今自治会の要望活動があるわけでございますので、そういった中でしっかりと論議をしながら、また住民の方とも接しながら当然意見聴取等もするわけでございますので、そういった中で対応していくのが一つの方法ではないかなと考えておるので、先ほどの発言となったところでございます。

よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（角田 寛君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問を行います。

ことしの議員研修会の中で、いろんな行事、イベントを決めていく上において、行政側は効率化を重視して決めるものであり、議会は住民の意思を代表するものであるとの話をお聞きしました。すなわち、行政執行を行う上において、国や県の補助金がつくかどうかを見て判断をされることが多いように思います。果たして、それは住民の意思を代表するものであるか、疑問に思われるところもあります。

そこで、今回の質問は、長期政権となった4期16年間の行政を進めようとしている中川町政の反省も含めた総括について質問するとともに、今国会でも問題になっている外国人労働者の地方行政の対応について質問します。

第1点目の中川町政16年間の総括について質問します。

平成11年から15年の1期4年間、中川町長とは同じ仲間の同僚議員として活動してまいりました。ちょうどそのときは、温泉問題や合併問題で垂井町が二分するほどの論議がなされました。私は、垂井町は非常に活気があっていい町だなあと感じていました。そんなときに、当時の中川議員は、1人で温泉反対の議員提案を提出し、私は賛成の討論をしたところであり、非常に勇気の要ることであり、立派な方だなあと思いました。町民の方にも多くの支持を得て、現在のある町長に当選されたのだと思います。

9月議会に、同僚議員の来期に向けての思いの質問に対しまして、町長は、当初の思いが脈々と底流に流れていると述べられております。当初の思いとは何でしょうか。今、町民の先頭に立って、議員提案したときのような気持ちで行政を推進してきたのでしょうか。私は、少し変わってきているように思います。行政手法としてのアンケート、ワークショップ、審議会を経てから議決の手段は立派だと思います。しかし、そこには町長の顔が出てこないように思います。

そこで、数点の質問をいたします。

第1点目は、温泉開発の問題です。

中川町長が町長に当選してから、ずうっと温泉スタンドとして利用されていますが、町長の思いは、現状のままでいいと思っているのでしょうか。温泉反対の旗印は、最終決着はどのように推進していかれるのか、お尋ねいたします。温泉スタンドまでにはいろんな議論があったらと思うのですが、そのいきさつはどうであったのか、お教えいただきたく思います。

第2点目は、ずうっと質問しておりますが、離山の開発問題です。

平成22年から8年がかりで、やっと山の切り出し工事が決まりました。普通感覚で、民間企業なら2年間で同じことが進んでいるのではないのでしょうか。事実、未来工業などは着工から2年もたたないうちに稼働しているようであります。今までにも何度か質問してまいりましたが、広島土砂災害の後、離山の西が急傾斜地危険地域に指定され、そのために開発許可がおりないとの状況になり、開発許可の交渉に二、三年ほどかかったように思われます。しかし、広島土砂災害は平成26年8月のことであり、初期、話が出てから4年も過ぎています。それまでに着工できていたら、急傾斜地の指定は受けなくて済んだのではないのでしょうか。地主さんとの交渉に時間がかかったと聞いておりますが、当初は共同で開発していくとの話ではなかったのでしょうか。同僚議員からの質問に、町長は地主さんとの交渉には出ていないと聞いていますが、事実でしょうか。これだけの時間をかけている事業であれば、町長みずからが交渉に立つのが普通ではないかと思えます。

次に、企業の誘致問題が残っております。私も質問しましたが、町長は、絶対に塩漬けにし



ないと答弁されておりますが、私に任せてくださいと言えるでしょうか。この8年がかりでの事業を町長はどのように総括し、今後の方向についてどのように考えているのか、お教えいただきたいと思っております。

もう一点、国道4車線化につきましては、同僚議員の質問もありましたから、これは割愛させていただきます。

大きな2点目の質問へ入らせていただきます。

第2点目の質問は、外国人労働者への垂井町行政の対応について質問します。

先日、国会で議論されていまして入管難民法の改正案が衆議院を通過しました。正式名は、出入国管理及び難民認定法という法律の改正でした。今回の法律の改正点は、一定技能が必要な特定技能1号と、熟練技能が必要な特定技能2号の在留資格を新設されたものである。2つ目は、1号は在留期限が通算5年であり、家族帯同は認められないが、2号は期限の更新ができ、配偶者と子供の帯同も可能である。3点目の改正点は、人手不足が解消されれば一時的に受け入れを停止する。4点目は、出入国在留管理庁を新設するの4点が改正されたようであります。国の法律であり、地方行政には関係がないように思われますが、地方にとっては非常に重要な法案だと思います。

そうした外国人との交流を進める自治体に、北海道の東川町があります。昨年度には、私も視察に行き、そのすばらしさをお聞きしたばかりであります。東川町では、日本では初めての東川町立東川日本語学校が、2015年10月に設立されております。その日本語研修の実績を見てみますと、多くの国々から参加されています。韓国、台湾、中国を初めとして、全部で17カ国の国々から留学生や研修生として交流に参加されております。今回の法律改正は技能労働者に関連したことであり、留学制度とは少し目的が違っていますが、人手不足の解消のための外国人労働者を受け入れようとする方向は同じであると思っております。

公益財団法人である日本国際交流センター（J C I E）が、2015年に多文化共生と外国人受け入れに関する自治体アンケートとしてまとめられております。まず調査の背景と目的においては、政府は、日本経済の活性化を図り、競争力を高めていくには、優秀な外国人材を積極的に呼ぶことが重要であるとし、高度外国人材や留学生の受け入れと定着促進のための環境整備を進めようとしている。また、経済連携協定に基づく介護福祉候補者の受け入れ促進や外国人技能実習制度の受け入れ職種、在留期間の拡大、在留資格「介護」の新設など、人手不足が深刻な分野へ外国人受け入れの推進も行っているとあります。これは都道府県を対象にアンケートをとられていますが、ある程度どの地方の取り組みも同じようなものであると思っております。

そこで、アンケートの調査結果を一部紹介しますと、第1問に「多文化共生施設の取り組み内容は」との質問に対し、「日本人住民に対する多文化・多言語理解学習などの支援体制が必要」と答えられています。以上のことから、まず日本人学校のようなものが各地方自治体には必要ではないかと感じました。

そこで、次に数点について質問します。

第1点の質問は、垂井町における外国人の把握についてお伺いします。

今回の国会における質問においても、多くの問題が出されました。中でも失踪者の問題は、今後地方自治体に影響してくる問題であると思います。すなわち、技能労働者について論じられているものだと判断します。また、外国人労働者の相談も多くなってくるかもしれません。同じ外国人労働者でも、一定ではありません。いろんな形で日本へ労働に来る方がおられます。垂井町のホームページには、ことしの4月の人口動態が載っていました。垂井町の人口は2万7,634人であり、外国人は793人と記述されておりました。

そこで、この793人の就労内容についてお伺いします。

外国人労働者就労形態は、次の5つに分けられるようであります。1つは、就労目的で在留が認められる者。これはお医者さんとか、教師などです。2つ目は、身分に基づき在留する者。これは定住者の方とか、日本人配偶者などの外国人です。3点目は、技能実習生、いわゆる技能労働者です。これは、国際協力が目的として就労に来られている外国人。それから、特定活動を目的とした外国人には、経済連携協定に基づく看護師とか介護福祉士などがここに当たります。最後に5点目は、資格外活動。これは、留学生のアルバイトなどとなっております。

今現在の外国人の人口は増加傾向にあるのか、傾向はどうかということとあわせて、5つの部門就労人数がわかれば教えていただきたいと思います。

2点目の質問は、人手不足の現状についてお伺いします。

垂井町内にも、多くの外国人技能実習生がいると聞いています。民間で働いている外国人労働者は、各会社で対応されていますが、公共的な職場、保育士とか、看護師など、現状は十分な労働力があるのでしょうか。現状について、お教え願いたいと思います。

外国人労働者が必要であるのか、または人工知能（AI）を利用して労働効率を上げていくのか、選択の時期かもしれません。今後、日本の国際貢献の意味からも、外国人労働者の対応は必要と思われませんが、行政の考え方を教えてください。

第3点目の質問は、外国人を対象にした日本語教室の開設について質問いたします。

北海道の東川町は、町立の日本語学校をつくって国際交流を深めています。学校設立とまではいなくても、日本語教室を行政機関として無料で行ってはいかがでしょうか。それには、外国人受け入れ企業の把握と理解が必要だと思います。外国人の労働時間との関係が深く、就労時間外となると限られたものになると思います。なかなかハードルは高いと思いますが、垂井町の人口減の歯どめの一端でもあると思います。今、外国人労働者との交流はどのように進められているのでしょうか。

先日行われました人権フォーラムにおいて、小学校6年生の子供が立派に発表されていましたが、差別の問題として、病気をされた方とか、外国人に対する見方などについて話されていましたが、もっと広い教育が必要だと感じました。そのためには、垂井町の行事、ふれあい垂井ピアとか、地域の祭り等への参加を促すことも必要だと思いますが、行政としては今後どのように考えているのでしょうか。

以上をもって、私の一般質問を終わりたいと思います。よろしく答弁のほどお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 後藤議員の質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

1点目の町政16年間の総括についてという部分を、私のほうから答弁させていただきます。

いきなり余談で恐縮でございますけれども、この総括という言葉が、実は温泉問題を取り扱っているときに、私が質問か何かのときに、温泉問題を総括するというような形で質問したときに、同僚議員から、当時というか、学生運動とか、連合赤軍の事件なんかで、総括というと、メンバーを粛清するときに使うという言葉で、中川さん、怖い言葉を使うねと同僚議員から言われたことを思い出しまして、今は総括といっても、そんなふうにするのがなくなりましたので、単純に取りまとめて振り返る、あるいはしっかりと反省するというような意味に使うことで、そのことについてしたいと思います。

さて、16年間の総括するという質問をいただきまして、自分なりに、私なりにこの4期を振り返る機会をいただいたことに、まず感謝を申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。

その中で、議員は、16年たって、私の議員時代の思いと少し変わってきたのではないかとこの御指摘をいただきました。しかし、私の根底にある、住民に開かれた行政、またこれは合併問題で特に強く思うようになったんですけれども、住民の身近にある行政をつくっていく、その目指す姿、思いというのは全く変わっておるところがございません。

ただ、議員の立場と、それから執行する立場の違いというのは明らかであります。そのことにおきまして、さまざまな意見をいただくわけでありまして、最終判断は町長であるこの私がするというスタンスをずうっと貫いてきたところでございます。いろいろ悩み、あるいは苦しんだときもございまして、この16年たって、その気持ちがあえてしまっているかという、全くそういうことはなくて、今もまだまだ現在進行中であるという思いで私はおります。これからも優しさと活気を求めて、持続可能なまちづくりに精いっぱい努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

さて、総括の中で、議員からは特に2点について質問がございました。

まず、1点目の温泉問題についてでございます。

現在、朝倉温泉と称しておりますけれども、温泉スタンドという形で温泉水の提供を行っているところでございますが、この温泉建設事業の開始に当たりましては、目的として、高齢化社会を迎えた日本において高齢者の健康づくりが施策の急務であること、本町においても高齢化の現象が顕著であること、いかにして元気な高齢期を送るかとの課題解決の手段として、この温泉事業の計画が進められ始めております。

当時、池田町におきましては、平成8年に池田温泉を開業すると、近隣市町においても温泉

施設が整備される中、垂井町においても、平成8年ごろ、温泉開発の要望が高まってまいったところでございます。そのような中、平成9年度から平成10年度にかけて、温泉開発可能性調査を委託し、掘削候補地の中で、朝倉公園山麓の地下には宮代断層があり、地下1,000メートル付近には温泉貯留層の可能性があるという調査結果に基づきまして、掘削位置を決定し、平成10年9月より、平成11年5月の完成を目指して掘削工事に着工しております。以降、平成14年には、あさくら温泉建設計画に係る説明会を開催し、町民の皆様から賛成あるいは反対、それぞれの意見をいただいているところでございます。

この中で、議員がおっしゃいました、当時私が議員として、議員の立場で建設にもっと慎重であるべきだという立場で反対の意見をし、1人だけではなくて、他の3人がおられましたけれども、他の3人の同僚議員とともに反対活動をしていったというところでございます。結果として、平成14年2月には、この温泉計画が凍結されたということでございます。そして、15年4月に私が町長に就任いたしまして、この8月に温泉懇談会というものを立ち上げまして、温泉についていろいろ検討を重ねてきたところでございます。平成18年3月に開催いたしました温泉懇談会において、温泉スタンドの設置というのが提案されまして、平成19年3月に、現在の温泉スタンドが完成したという経緯でございます。

現在、温泉スタンドとしては、月に大体50トンぐらいの利用があるというような状況でございますけれども、平成20年には、この温泉水を老人福祉センターで利用するための現有施設の改修と運用について検討したこともございました。ただ、費用対効果を考慮したときには、ちょっと難しいなあということもありまして、その計画も凍結しておるところでございます。そういった中で、現在、スタンドとしてのみの運用を行っておるところでございます。

このような中、現在もスタンドとして活用しているわけでございますが、町といたしましては、現状の維持管理を、利用がある限りは継続していきたいという考えでございます。ただ、かつてもありましたが、民間の方で温泉等をやりたいと、入浴施設をやりたいという場合に、垂井町の温泉を使うという申し出があれば、これには積極的に応援をしていくという立場でございますので、やはり資源として持っているという状況にとどめるというのが現状の答えかというふうに思っております。

2点目の離山の問題でございます。

この離山工業団地は、平成20年、21年に構想を始めまして、22年に第1回の地権者との意見交換会を開いております。途中、計画区域の見直しや土砂災害計画区域等を含む開発の協議を経まして、地権者の皆様との意見交換を重ねながら、本年度8月の着工にこぎつけたところでございます。

土砂災害特別警戒区域につきましては、平成20年2月26日に、町内65地域が岐阜県より指定され、離山もそのときに指定されております。その後、平成26年8月の広島北部での豪雨が発生して、大きな土砂災害が発生しましたが、それを踏まえまして平成27年1月18日付国土交通省都市局通知によりまして、開発に必要となる計画区域において、土砂災害特別警戒区域を含

まないこととすべきであるとされたことによりまして、岐阜県との土砂災害特別警戒区域の解消の協議に時間を要しまして、最終的に、平成28年12月に協議が終了したところでございます。

地権者との交渉につきましては、この協議が終了してから行っておりまして、開発にめどが立ち、地権者との意見交換会を開催した後、開始いたしたところでございます。立木等の補償額の算定が完了した昨年10月からは、個別説明を開始し、用地価格と補償額の提示、税金等の説明を行いまして、その後、地権者との予約契約を開始し、本年2月8日に、全地権者61名でございますが、予約契約が成立したところでございます。この間、価格に御理解いただけない方、替え地を希望される方、相続の手續に御理解が得られない方への対応をする必要があり、交渉が難航する地権者に対しましては、私や副町長、それから担当者が面談や交渉を実施してまいって、現在に至っておるところでございます。

議員の御質問では、地主との交渉に時間がかかったため、これだけ長期間になったのではないかとございましてけれども、実際のところ、今お話をしましたように、最初の開発規模の計画、12ヘクタールを東海農政局とする中で、どうしても6ヘクタールの優良農地を潰すことができないという状況、この判断に至るまでに2年ほどの時間を費やしております。そして、その後の土砂災害危険区域の指定あるいは解除、それから地目が現状地目と合っていない、これを解消していくと、さまざまな問題が噴出しまして、これだけ期間を要したところでございます。

そして、これらの全てめどをつけた後に、地権者の方と用地買収についての協議に入っておりますので、それまでも、地権者の方とは平成22年に第1回を開いたと言っておりますけれども、途中、年に一、二回の割合で、絶えず地権者の方とは説明会等を開いておりますので、全く出ていないというわけではございません。私どもは、しっかりと説明しながら、この事業の理解を求めてきたという認識を持っております。

現在、造成工事が進みまして、いよいよ工業団地の形が見え始めており、景色が一変したというような状況でございますけれども、以前にも増して問い合わせ件数もふえておるといような現状でございます。

また、先ほどの質問にもございましたけれども、東海環状の工事の順調な進行、それから名神高速でのアクセスの改善、利便性の向上といった、こういう追い風が吹いている状況の中で、商品として府中離山工業団地を売り込むためにトップセールスをしっかりと行い、金融機関や企業等への訪問等もしっかりとこれからやっていきたいというふうに思っておりますし、また、各地で開催されます企業展へのPR等も視野に入れて、この売り込みをしっかりとしていきたいと考えておりますので、私の責任においてしっかりと進めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

私のほうからの総括についての質問は、以上とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） 私からは、後藤議員の大きな2点目の外国人労働者への垂井町行政の対応につきましての1点目、垂井町における外国人の把握についての御質問のほうから回答させていただきたいと思っております。

まず外国人住民の現在人口と、その傾向から回答させていただきます。

外国人住民につきましては、御承知のとおり、平成24年7月より住民基本台帳制度の対象となっており、住民基本台帳人口に含まれております。御質問の各年4月1日現在の外国人住民人口でございますが、平成25年は853人、平成26年は845人、平成27年は775人、平成28年は761人、平成29年は809人、平成30年は793人と推移しております。これは、垂井町の全人口の約3%を占めており、近年、800人前後を推移しておるところでございます。

2点目の外国人労働者就労形態5部門の就労人口の内訳についてでございます。

御承知のとおり、住民基本台帳におけます外国人住民特有の住民票記載事項には、国籍・地域、在留資格、在留期間等がございます。30年4月1日現在におきます外国人住民793人の在留資格別の人数についての資料はございませんが、直近で出しております30年12月6日現在の数値では、外国人住民の人口810人のうち、就労形態5部門の対象外となります特別永住者の12人を除く798人の内訳につきましては、就労目的で在留が認められる者23人、身分に基づき在留する者455人、技能実習生283人、特別活動25人、資格外活動12人でございます。また、住民基本台帳におきましての在留資格別の実就労人数につきましては、把握はしておりませんので、よろしくお願いたします。

以上、回答とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 後藤議員からお尋ねがございました、2番目の質問の外国人労働者への垂井町行政の対応についての中で、2つ目、人手不足の現状について答弁をさせていただきます。

労働力の確保につきましては、地方公務員においても応募者が減少しているところがございます。特に職員採用に関して、資格職は募集をかけても応募者がいない場合もございます。御質問にもございました保育士につきましても、学校を卒業して資格を取得しても、事務系の企業等に就職する方も多くあります。本町においても、短時間の勤務の保育士を確保するのに苦慮しているのが現状でございます。

さて、当町での外国人の任用状況でございますけれども、日本人の児童・生徒の英語教育のためにAETを1人、小学校英語指導助手を2人、また町内で暮らす外国人児童のための日本語適応指導員を3人、庁舎でポルトガル語通訳をお願いしております職員につきましては、兼務となっておりますが1名となっております、主に教育分野での非常勤職員を採用しております。

今後も、外国人任用につきましては、日本人が外国の文化などと親しむ観点と、もう一つは、外国人が日本で暮らしやすくなるためのサービスを向上する観点、これら2点を踏まえまして

適切に対応していきたいと、このように考えております。御理解をいただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（角田 寛君） 生涯学習課長 水野忠宗君。

〔生涯学習課長 水野忠宗君登壇〕

○生涯学習課長（水野忠宗君） 私のほうからは、後藤議員の御質問の大きく2点目、外国人労働者の垂井町行政の対応についての御質問の中の外国人を対象とした日本語教室の開設についてお答えしたいと思います。

県内では、現在、住民に対する外国人の割合の高い美濃加茂市、可児市を初め、公益財団法人国際交流協会のある岐阜市、大垣市では、いずれも国際交流協会主催による日本語教室、日本語講座が開設されております。現在、垂井町においては、中央公民館で外国人労働者を雇った企業が主体となって、中国人の方を対象に日本語教室を開催しているところもございます。

議員御指摘のように、国会で議論されている法律の改正に伴う外国人労働者の町内移住の状況の推移を見守りながら、日本語教室の開設については慎重に検討してまいりたいと考えております。御理解賜りますよう、よろしくお願申し上げます。

○議長（角田 寛君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） 私からは、2つ目の御質問、外国人労働者への垂井町行政の対応についてのうち、3つ目の外国人を対象にした日本語教室の開設について、多文化共生の観点からお答えをさせていただきます。

現在、行政窓口の現場におきまして、多文化共生を進めていく取り組みとしまして、役場庁舎ロビーにおきまして、毎週水曜日午前8時30分から12時30分までポルトガル語通訳の窓口を開設し、町内に登録する外国人のおおむね半数を占めますブラジル国籍の方の来庁者の対応を行っております。今年度は11月末日までに35回開設しておりますが、1回当たり約2人、2件程度の相談を受け付けており、中には、窓口開設の水曜日に合わせて来庁される方も見受けられます。

また、地域の祭り等への外国籍の方々の参加の促しについてであります。ことしのふれあい垂井ピア会場、また各地区で催されております夏祭りなどのイベント会場に伺いますと、外国籍の方が地域住民の方々と一緒に事業運営のスタッフとして活動されたり、また来場者として参加される光景も見受けられました。町といたしましては、こうした地域行事などへの参加を通じまして、地域と外国籍の皆さんが交流を深めることで多文化共生が進んでいくものと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願申し上げます。

○議長（角田 寛君） 10番 後藤省治君。

〔10番 後藤省治君登壇〕

○10番（後藤省治君） 御答弁ありがとうございました。

まず町長の答弁の中で、やはり私が一番気にしているのは、当初から、この16年間で町政は

変わりなくやってきたという答弁でございました。議員と執行の差は、やはりあるのではないかと考えております。

そこで1点再質問ですが、1つだけ、当選されてすぐに温泉の開発に向けての懇談会をされたということでございます。私が一番重視しているのは、中川町長の意見がどこまで反映しているのかということなんです。議員のときは反対されていて、審議会になれば、その審議会のメンバーに従ったのか、そういった経過がどうであったかということが、一番中川町長を見ていて、町民の一人としてもやはり一番気になるところです。そこらあたりの審議会の内容はどうであったかということの中に、中川町長の意見がどう反映したかをお伝え願えればありがたいと思います。

もう一点は、今、外国人就労の枠を教えてくださいました。一番多いのが、身分に基づき在留する、いわゆる定住者、日本人配偶者などが455人。結構な人数、ほとんど半分ぐらいがおるんだなあというふうに思いました。それと一番気にしているのが、今回の法律でも出ました技能労働者が283名で、結構な人数が垂井町には住んでいるというものでございます。

それで、いろいろ日本語教室を、中国人を対象に外国人とかやっているということ、ポルトガル語も半数ぐらい教室を開いているということですが、今後について、考え方についてという私の意図としては、無料でというのを質問の最初に入れたんですが、これは有料でやっておられるのか無料なのかお尋ねするとともに、やはりもっと交流を深めていく必要が、それは何を言うているかということ、先ほどの同僚議員の質問にもありましたが、犯罪を防ぐための、外国人の犯罪、防災の関係もあったり、犯罪もあったり、そういった関係でコミュニケーションがとれることが必要であるからやっているんだろうと思いますし、そこらあたりを、その日本語教室について今後無料にするのか有料なのかわかりませんが、そこを再質問いたしたく思います。

あと、もう一つだけごめんね、気になっていることがあるので。人手不足について、非常に保育士にしても看護師にしても不足はしていると。今度、適切に対応していくと答えられたんですけども、それではちょっと、適切というのはちょっとわかりませんので、ふやそうとしているのか、もっと毎月外国人と懇談会を持って人手不足の解消をしようとしているのか、その部分をもう一つはっきり答えていただければありがたいと思いますので、3点ありますが、3点再質問いたします。よろしく申し上げます。

〔「議長、関連で聞きたい」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田 寛君） ちょっと待ってください。

〔発言する者あり〕

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 後藤議員から3点ほど再質問いただきましたが、温泉懇談会の内容についてということでございますけれども、基本的に平成15年8月に、先ほど申しましたが、温泉



懇談会というのを発足させまして、連合自治会長でありますとか、関係者、有識者というような形で参加していきました。5回ほど懇談会をやっていただきましたけれども、当初やはり建てる方向も含めた形の中で進めてきた経緯もございます。ただ、その懇談会に私どもが直接意見を言うということは、それはやはりちょっとまた違う話になりますので、懇談会は懇談会として進めていただきましたけれども、出るたびに、やはり意見交換という中で、私どもの思いも伝える中で、最初は足湯や露天風呂、飲食店なんかつくったらどうやというような意見もあったわけでございますけれども、やはり最終的に、財政とか、それから今後の需要、そういったことを見込んだときに、決着として玉虫色的な施設も維持しながら、そういった温泉というのを残しながら、現状はスタンドで様子を見ようということになったというような結果でございます。

したがって、私はもともと温泉施設、温泉そのものではなくて、温泉施設のあり方について反対をしておったという思いがございますけれども、そのことについての思いというのは、この懇談会の中にしっかり反映されたというふうに認識をしておりますので、その部分についてはしっかりと成就したというふうに私は思っております。

それから、外国人の日本語教室についてでございますけれども、基本的に今もお話ししましたように、国際交流協会とか、そういった形でやっておるのが実情でございます、もし垂井町でやるとすれば、今もやっておるように企業とは絡んだ形の中でやっております。

問題になるのは、やはり指導者というか、教える人の確保とか、財政の問題等が出てくると思うんですけれども、そこら辺を考えたときに、やはりそういった支援をしていただく企業等との相談等もあると思いますので、今ここでいきなり無料かどうかということは、ちょっとなかなか判断が難しい。実際に運営をどうしていくか、誰がやっていくかということにもかかわってくると思いますので、そういったことを整理しながら進めていく必要があると思いますので、今ちょっとその答弁は控えさせていただきたいというふうに思います。

それから、人手不足、適切にということでございますけれども、際限なく採っていくというわけではなくて、私どもがやはり必要とする人数というのはあるわけでございますので、その人数が確保できれば、それはその時点で、ある部分とまるという状況でございますので、それが抜けた段階で次どうするかということになりますので、そういった部分で適切に雇用を呼び込むといいますか、募集をかけるというような体制をしておりますので、御理解賜りたいというふうに思います。

○10番（後藤省治君） 外国人雇用があるということですね。

○町長（中川満也君） そういうことです。

〔「関連で、今の答弁に対することで」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田 寛君） ただいま安田功君から、後藤省治君の一般質問中の関連質問をしたい旨の発言がありましたので、これを許可いたします。

〔発言する者あり〕

通告者の一般質問が終了後、受け付けいたします。

よろしいですか。

それでは、引き続き一般質問を行います。

1番 太田佳祐君。

〔1番 太田佳祐君登壇〕

○1番（太田佳祐君） 議長の許可をいただきましたので、これより通告に基づき一般質問を開始したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

今回の質問は4点です。1点目は、子育て世代包括支援センターの設立について。2点目は、遊休公共施設の活用について。3点目は、学校へのエアコン設置の順番について。4点目は、消費税増税時の水道料金の負担軽減についてです。どうぞよろしく願いいたします。

1点目は、子育て世代包括支援センターの設立についてです。

地域社会の持続性を高めていくためには、より多くの子供たちがこの町で生まれ育っていくことが求められます。一方で、核家族化が進行し、共働き世帯の増加も相まって、子供たちを家族だけで支えていくということが難しくなっています。健全な家庭環境を構築するには、社会として、働き方改革と同時に、子育て世代を地域が支える仕組みを整備することが必要です。

国においては、母子保健法の改正により、平成29年4月から母子健康包括支援センター ――以降、子育て世代包括支援センターと呼称します――を市区町村に設置することが努力義務とされました。この制度は、フィンランドのネウボラという制度をモデルにしてつくられた制度です。ネウボラは、アドバイスの場という意味で、妊娠期から就学前までの子供の健全な成長・発達の支援はもちろん、母親、父親、兄弟、家族全体の心身の健康サポートも目的としています。フィンランドでは、妊娠の予兆がある時点で、まずネウボラへ健診に行きます。ネウボラは、フィンランドにある全ての自治体にあり、全国でネウボラの数は850に上ります。診察は無料で、妊娠期間中は6回から11回、出産後も、子供が小学校に入学するまで定期的に通り、保健師や助産師といったプロからアドバイスをもらいます。

健診では、母子の医療的なチェックだけでなく、個別に出産や育児、家庭に関するさまざまなことを相談でき、1回の面談は30分から1時間かけて丁寧に行います。また担当制になっているため、基本的には妊娠期から子供が小学校に上がるまで同じ担当者、通称「ネウボラおばさん」が継続的にサポートをするので、お互いに信頼関係が築きやすく、問題の早期発見、予防、早期支援につながっています。医療機関の窓口の役割もあり、出産入院のための病院指定、医療機関や専門家の紹介もしてくれます。また、利用者のデータは50年間保存されるため、過去の履歴から親支援に役立てたり、医療機関との連携に活用したりし、効率的に子供とその家族を支援します。最近では、親の精神的支援、父親の育児推進がネウボラの重要な役割となっています。また、児童の虐待や夫婦間DVの予防的支援の役割も担います。

このネウボラをモデルに設立された日本版の子育て世代包括支援センターは、包括的な支援を通じて、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者 ――以下、妊産婦・乳幼児等といいます――

一 の生活の質の改善、向上や、胎児・乳幼児にとって良好な生育環境の実現、維持を図ることを目的としています。

子育て世代包括支援センターに求められる業務は、1つ、妊産婦・乳幼児等の実情を把握すること、2つ、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導を行うこと、3つ、支援プランを作成すること、4つ、保健医療または福祉の関係機関との連絡調整を行うことの4点が上げられています。

利用者目線で考えると、妊産婦・乳幼児等の支援には、医療機関——これには産科・小児科・歯科等が含まれます——こども園、地域子育て支援拠点事業所、保健センター、保健所などの多くの機関がかかわっています。このため、妊産婦等がみずからが必要とする支援を選択するのが難しいのが現状です。全ての支援を一つの機関に集約して提供することは現実的に困難ですが、子育て世代包括支援センターが妊産婦等に助言したり、関係機関を連絡・調整したりすることにより、妊産婦・乳幼児等が切れ目なく必要な支援を得られるようにする体制を構築することで、子育て世代を支援していきます。

また、安心して妊娠・出産・子育てができる地域づくりもセンターの重要な役割の一つであることから、地域子育て支援拠点事業所など、地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地元の自治会や商工会議所、地域住民を含む地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な子育て資源の開発等に努めるといった地域社会を子育て世代とつなぐ役割を期待されています。

こういった施設は、大規模な都市に設置されるというイメージが強いですが、人口2万8,000人、年間出生数163人の岩手県遠野市や、人口1万人、年間出生数47人の青森県鱒ヶ沢町、さらには人口3,500人、年間出生数26人の鳥取県日吉津村でも子育て世代包括支援センターが設立されています。近隣では、大垣市、各務原市、関市、山田市や岐南町、神戸町に子育て世代包括支援センターが設置され、子育て支援を行っています。センターの設立は保健師1名からでも可能で、岐阜県では平成28年から子育て世代包括支援センター設立の支援事業を行っており、保健師やセンター職員向けの研修支援を行っています。国は、2020年に全国の自治体に子育て世代包括支援センターを設立することを目標としています。ぜひ子育て世代包括支援センターを設立し、きめ細やかな子育て支援政策を推進すべきと考えますが、いかがでしょうか、御所見をお伺いいたします。

2点目の質問は、遊休公共施設の活用についてです。

平成29年に策定された垂井町公共施設等総合管理計画には、本町が保有する全ての公共施設及びインフラ管理をしていく上での基本方針を示しています。その方針に従い、個別施設計画を策定して公共施設等の管理を実施しますと記載されています。基本方針としては、1. 公共施設等保有量の適正化、2. 長寿命化と安全確保、3. 維持管理・運営の効率化、4. 庁舎移転を契機とした公共施設等の再編を上げています。特に、公共施設保有量の適正化という点では、幼保一元化や垂井西保育園の移転に伴う空き施設へのけやきの家の移転など、既に具体的

に取り組んでいる事例もあります。

こうした動きの中で、自治体としての公共施設の保有量の適正化を考えると、遊休施設の管理運営や所有そのものをまちづくり協議会や民間企業に任せ、まちづくりの拠点として活用することを提案します。10月に、総務産業建設委員会が行政視察で訪問した香川県東かがわ市では、空き家を垂井町のまちづくり協議会に該当するコミュニティー協議会が買い取り、その費用と改修に係る費用を小さな拠点整備事業を活用して市が補助します。この小さな拠点整備事業は、内閣府が推進している事業で、地域コミュニティー維持のために、遊休施設を地域住民が集う拠点に整備するという事業です。整備対象となるのは、空き家や民間施設だけでなく、公共施設も対象となっており、この事業の活用によって、行政は国からの支援を受けながら公共施設等保有量の適正化を図ることができます。また民間に売却する場合は、売却に伴う収入と、その後の民間活用による地域の活性化が期待できます。このように、公共施設の維持管理について、行政だけでなく、まちづくり協議会や民間の力を活用していくという選択肢もあると考えております。

そこでお伺いいたします。現在策定されている公共施設アクションプラン（仮称）個別施設計画策定においては、まちづくり協議会や民間等の外部団体と連携した遊休公共施設の維持管理や活用を計画しているのかをお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

今回の質問では言及をいたしませんでした。高齢者や障がいのある方を支援する地域包括ケアセンターと子育て世代包括支援センターを、遊休公共施設を活用して一つの場所で運用することで、全世代支援型の拠点を整備することができます。建物は、目的をはっきりとさせて活用することで生きてきますので、ぜひハードの整備とソフトの整備を分けて考えることなく、ぜひ町のビジョンに沿った個別施設計画の策定を行っていただきたいと思っております。

3点目は、学校のエアコン設置の順番についてです。

9月議会において、同僚議員からエアコン設置に関する提言がなされました。その中での回答として、設計業務を行うという旨がありました。また、設計業務の予算が可決されましたので、今後エアコン設置に関する具体的な事業が進んでいくと思います。しかし、実際に工事を行うと、町内の全小・中学校へのエアコン設置が完了するまでに時間がかかります。設置完了までの時期については、先ほど同僚議員からの質問に回答いただいたとおりですので、私からは差し控えさせていただきたいと思っておりますが、私のほうから、設置工事の順番に関してお伺いしたいと思っております。

学校へのエアコン設置に当たっては、全校一斉に工事を行うということは現実的ではなく、いずれかの学校から工事を開始し、順番に設置工事を行うものと考えております。その際、どの学校から、どういう順番で設置工事を行うのか、現時点でのお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

4点目は、増税時の水道料金の負担軽減をです。

本町において、ことし4月より、水道事業の事業健全化を目指して、水道料金が25%値上げ

されました。垂井町が配布した水道料金見直しについての説明資料によると、一般的な家庭での水道料金は、口径13ミリで1カ月に25立方メートル（2万5,000リットル）使用した場合の料金単価を適用すると、現行料金では1日当たり約72.33円ですが、改定後では約89.75円になると計算されています。これには当然消費税が含まれております。

2019年10月1日に、消費税が現行の8%から10%に引き上げされることが決定しております。この増税は、社会保障の充実を図るための財源と位置づけられており、軽減税率など所得の低い方を救済するための支援策も用意されている方針です。消費税増税となれば、上がったばかりの水道料金は、さらに消費税分2%値上がりします。本町の住民や企業にとっては、水道料金値上げ、消費税増と負担が増すばかりです。

そこで、消費税増税から2年間を水道料金値上げの移行期として、水道料金の増税分を減免する措置をとることはできないでしょうか。現行の料金体系では、基本料金と超過料金を足して、そこに消費税分を掛けた金額で水道料金を計算していますが、経過措置として現行の計算式のままで料金を徴収を提案します。水道料金の見直し資料の財政シミュレーションでは、料金改定に伴い純損益が改善し、毎年1,000万円程度の純利益を確保しています。

例えば平成32年度であれば、水道料金収入が3億4,800万円、純利益は1,100万円ですが、増税した2%分を値引きした金額を水道料収入と計算しても、3億4,100万円の収入となり、純利益は400万円と利益を確保することが可能です。今回の水道料金改定の際にも、経過措置として、口径13ミリから40ミリで超過水量が月当たり1,500立米を超える場合、口径50ミリ以上で超過水量が月当たり2,000立米を超える場合には、2年間の料金の減免措置が経過措置として行われました。今回も、負担を緩和するために、消費税増税時に2年間、消費税増額分2%を割り引く経過措置の設定を提案いたしますが、いかがでしょうか。御所見をお伺いしたいと思います。

以上、4点にわたり質問をさせていただきました。それぞれ御回答のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 藤塚康孝君。

〔健康福祉課長 藤塚康孝君登壇〕

○健康福祉課長（藤塚康孝君） それでは、太田議員の1つ目の御質問、子育て世代包括支援センターの設立につきましてお答えさせていただきます。

平成28年5月27日に成立、同年6月3日に公布されました児童福祉法等の一部を改正する法律により、母子保健法第22条に規定するところの母子健康包括支援センター、いわゆる子育て世代包括支援センターについて、おおむね平成32年度末までに全国展開を目指していくこととしており、市町村は、同センターを設置するように努めなければならないこととされました。

子育て世代包括支援センターの設置に当たり、平成29年8月、国は子育て世代包括支援センター業務ガイドラインを作成しており、その中で、センターは、母子保健に関する専門的な支援機能及び子育て支援に関する支援機能を有することが前提となるが、市区町村の実情に応じ

て、それぞれの機能ごとに複数の施設、場所で役割分担をしつつ、必要な情報を共有しながら、一体的に支援を行うことも可能であるとし、その分担例が示されております。

そこで、現在、保健センターにて実施しております母子保健に関連します支援事業を行う母子保健型、健康福祉課の子育て支援係で実施しております子育て支援に関連する支援事業を行う基本型としておりますが、1つ目としまして、母子保健型と基本型を一体的に実施する場合、2つ目としまして、母子保健型と基本型をそれぞれ立ち上げ、連携して実施する場合、3つ目としまして、基本型と保健センターとの連携によりまして実施する場合、4つ目としまして、母子保健型を中心として実施する場合、5つ目としまして、基本型を中心にして実施する場合がございます。

このガイドラインと本町の現状を踏まえた上で、平成31年4月に、母子保健型を中心とした子育て世代包括支援センターの設置を予定しているところでございまして、現在、課題の洗い出しや事業内容の検討を行っているところでございます。今後は、基本型の子育て世代包括支援センターの設置も視野に入れつつ、今以上に関係機関と連携を密にし、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行ってまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 太田議員から御質問がございました遊休公共施設の活用について答弁をさせていただきます。

御質問の内容は、現在策定中の公共施設アクションプラン、また（仮称）個別施設計画策定におきまして、まちづくり協議会や民間等の外部団体と連携した遊休公共施設の維持管理、活用を計画しているのか、あるいは計画をしてはどうかという御提案でございます。

本町が有する公共施設等の管理につきましては、平成28年度に策定した垂井町公共施設等総合管理計画において、施設分類ごとの管理に関する基本的な方針を定めたところでございます。今年度は、その基本方針に基づき、個別施設ごとの再編の方向性について、公共施設アクションプランとして取りまとめ、来年度、再編方針に基づき個別施設計画を策定することとしております。

現在、保有する公共施設は約160施設あり、延べ床面積は約13万平方メートルほどでございます。その多くの施設が、今後20年から30年後にかけて耐用年限を迎えることとなります。既存の公共施設をこのまま全て保有し、維持し続けた場合、平成67年までの40年間で総額約570億円、年平均で約14億円の費用がかかると試算しているところでございます。一方、本町を取り巻く環境は、人口減少や少子・高齢化が進み、施設の役割や需要が時代の変化とともに大きく変わってきています。また、本町の財政状況は、人口構造の変化に伴い、生産年齢人口の減少などにより、税収の減少、社会保障費の増大が予想される中で、財政状況は一段と厳しさを増し、今後、必要性の高い公共施設まで良好な状態が保てなくなるおそれがございます。

今年度策定を進めている公共施設アクションプランの中では、このような本町の将来を見据えながら、町が保有する施設数、規模の削減を目指すことを基本に、個々の施設の老朽度、その施設が有する機能やサービスの内容、立地する地域性にに基づき、今後の需要見込みや官から民への移譲の可能性も含めて評価し、縮小、統合、複合化、廃止などについて、個別施設ごとに、その方向性の検討を進めているところでございます。

議員御提案の遊休施設の管理運営や所有そのものをまちづくり協議会や民間企業に任せ、まちづくりの拠点として活用するということにつきましては、今年度、個別施設ごとの再編方針について検討を進めているところであり、その再編方針により生み出される空き施設、遊休施設でございますけれども、これをどのように再利用していくのかは、次の段階の検討になると考えております。

遊休施設の活用につきましては、本町のまちづくり、地域づくり、コミュニティ形成の場づくり、また今後の財政運営の観点からも大変重要な視点であり、その効果を十分検証し、まちづくりの中でしっかり位置づけながら、検討していく必要があると考えております。

まずは、今年度策定を進めている公共施設アクションプラン、また来年度策定する個別施設計画により、公共施設の縮小、統合、複合化、廃止等の方針を個別施設ごとに決定し、その方針に基づき、施設再編を実施する取り組みの中で、同時に遊休公共施設の活用の方法について、議員から御提案もあった内容も視野に入れながら検討を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 私からは、太田議員の3つ目の質問、学校へのエアコンの設置の順番についてお答えさせていただきます。

小・中学校の空調設備に係る経緯につきましては、午前中、町長が答弁いたしましたところでございますが、小・中学校空調設備設置工事設計業務では、平成30年10月1日現在の平成31年度学級編制調査に基づき、来年度に普通教室として使用を予定しております小学校73教室と中学校30教室の計103教室を第1期工事とし、それ以外の特別教室等の小学校66教室と中学校28教室の計94教室を第2期工事として、設計業務を進めてまいりました。

この設計業務の委託に当たりましては、取り急ぎ設計業務を完了させる必要があるため、小・中学校9校全てを一括で業務委託するのではなく、小学校と中学校に分け、さらに小学校を2つのグループに分け、計3件の業務として設計を委託してまいりました。

本定例会の最終日には、小・中学校空調設備設置工事の第1期工事に要する費用の補正予算を追加で提案する予定でございますが、設置工事につきましても、設計業務と同様に、3件の設置工事として発注を予定しております。並行して空調設備の設置工事を進め、来年の夏には、全ての小・中学校の全ての普通教室で空調設備が使用できるように進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） 私のほうからは、太田議員の4点目の御質問、消費税増税時の水道料金の負担軽減についてお答えさせていただきます。

水道料金の改定は、人口減少など社会情勢の変化とともに、将来に向けて安全な水道水を安心して御利用いただくため、基幹施設の耐震化の推進と、今後も到来する施設の更新事業に必要な財源を確保し、安定的かつ持続的な事業運営を行うため、皆様の御理解と御協力により、本年5月分の検針から御負担をしていただいたところでございます。また企業など、特に水道の使用量の多い需要家に対しましては、その経営等に与える影響を考慮し、急激な変動を緩和するための段階的な措置として、2カ年の経過措置を設けさせていただきました。

議員の申されますとおり、水道料金の見直しに伴いまして試算いたしました財政シミュレーションでは、料金改定により純損失が改善し、年間約1,000万円ほどの純利益を確保できる結果となっております。また、突発的な事故や災害など不測の事態に対応するため、水道経営の中から内部に留保する資金につきましても、料金改定により、向こう10年程度は確保することができると試算しております。

議員御提案の消費税増税時に2年間、現行税率8%に据え置く経過措置でございますが、御存じのとおり、水道事業は将来にわたり継続して運営していくものであり、次の世代に確実に引き継いでいくための更新財源を確保していく必要がございます。また消費税につきましても、御利用の皆様から水道料金とともに一旦お預かりし、定められた税率の10%で税務署に申告、納税する義務がございます。したがって、来る消費税の増税時につきましても、定められた税率の10%で御負担をお願いしたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上、消費税増税時の水道料金の負担軽減についての答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 1番 太田佳祐君。

〔1番 太田佳祐君登壇〕

○1番（太田佳祐君） ただいま御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

どの答弁もというところですが、1点だけ確認ということでお話をお伺いしたいんですけれども、エアコンの設置の順番に関してです。

先ほど、小・中学校、設計業務のときに3つのグループに分けて設計を行っているというところでお話をいただいたんですけれども、小学校が2つというのは、いわゆる中学校区で2つに分けているのか、それとも別の分け方をされているのかということでお伺いしたいのが1つ、あと施行、実際の工事の発注時には、そのグループを基準にして、例えば1社にして出していくのか、学校ごとに発注していくのか、そのあたり2点ちょっとお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 学校教育課長 木全豊君。



[学校教育課長 木全豊君登壇]

○学校教育課長（木全 豊君） 先ほどの答弁で、設計業務を3件に分けて発注をしてまいりましたと答弁させていただきました。そのグループ分けでございますが、まず1つは、小学校を2つのグループに分けております。これは、1つのグループが垂井小学校と府中小学校と岩手小学校のグループ、それともう一つが、宮代小学校と表佐小学校と合原小学校と東小学校、この4校、3校と4校に分けさせていただいて、また中学校のほうは、不破中学校と北中学校を1つということで、グループの3件で今設計業務を委託して進めてまいりました。

設置工事につきましても、このグループ分けの3件での発注をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） しばらく休憩いたします。再開は14時50分といたします。

午後2時36分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

先ほど安田君から、後藤省治君の一般質問中、日本語学校に関する答弁について関連質問したい旨の発言がありましたので、全ての通告者による一般質問が終了後、これを許可いたします。

5番 山田利夫君。

[5番 山田利夫君登壇]

○5番（山田利夫君） 最後でお疲れでしょうけれども、おつき合いいただきたいと存じます。

通告一覧にもございますとおりに、今回4つの質問をさせていただきます。

まず第1点は、自治体の適正な債権管理について。2つ目が、買い物弱者対策について。3つ目が、込之宮交差点改良について。4つ目が、特別職報酬審議会への諮問についてでございます。

それでは、大きな第1点、自治体の適正な債権管理についてでございます。

各家庭に配布されました広報「たるい」11月号に、平成29年度垂井町の決算について記載がされ、住民に公表されました。内容は、一般会計と8つの特別会計の収支状況や自治体の財政規模を示す財政指標、基金の保有額、未償還元金、それに財政の健全性についての健全化判断比率と資金不足比率について記載されております。金額や比率等の数値については、時間の関係から省略をさせていただきます。

財政法等による数値や率が、健全と言われる範囲内に位置しているからといって、一概に財政は健全であるとは言いきれないと思います。やはり執行状況等を細かく見きわめることが大切でもあり、これはとても重要なことだと思います。全体的な評価として、財政にあっては健全性が保たれていると表現、評価されています。しかしながら、歳入面では、住民に理解を得るべきと思われる2つの項目についての公表がされていません。

1つには、収入未済額であります。歳入として調定した収入のうち、納入されなかった額で

あります。平成29年度決算から、一般会計で1億4,529万4,000円が、また特別会計で2億4,204万9,000円、合わせて3億8,734万7,000円が収入未済額となっています。

もう一つ、2つ目には不納欠損額であります。既に調定した歳入が、督促等を行ったにもかかわらず納付されずに時効が到来した場合や、法令に基づいて債務を免除した場合について損失として処分を行った額を指し、一般会計で1,167万5,000円、特別会計で1,270万4,000円、合わせて2,437万9,000円が欠損額となっています。これは29年度であります。ちなみに、28年度の不納欠損額は2,834万3,000円、平成27年度は2,886万1,000円という結果でございました。

債務者が死亡し相続人もいない場合や時効が成立したときは、徴収の見込みが立たないため、徴収を諦めることとなります。年度の収入未済額のうち、時効等が到来すると、こうした場合に行われる事務処理が不納欠損処分であります。言い方をかえると、財源の放棄をしたことにもなります。この2つの項目は、金額の多い少ないにかかわらず、行政運営を圧迫しているのは現実です。地方自治体が扱う債権には、地方自治法第240条第1項に規定されており、大別すると、地方税及び公債権、私債権に分類されます。さらに公債権は、2年または5年の時効期間の経過により消滅します。私債権は、民法や商法の規定により、1年から10年の時効期間の経過と時効の援用により消滅します。また、公債権は、滞納が発生した場合の徴収方法の違いにより、強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分類されます。ここで各債権の中身や、また町税、保険料、使用料、手数料、分担金、負担金等を紹介するとちょっと時間がかかりますので、よくこれは執行部のほうで調査・研究をしていただくとありがたいと思います。

そこでお尋ねします。2点ございます。

1つ、数ある自治体債権にあっては、各課にまたがる債権もあり、債権のあり方や統一する事務処理等について実効性ある対策が必要と思われれます。各課での台帳整備や滞納整理等の実施では、早急な債権を確保する効果があらわれてこないと思います。それには、自治体としての適正な債権管理を行う必要があります。一定の必要事項を定め、事務の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に努める必要があります。自治体としての適正な債権管理を行うに当たっての債権管理条例を制定し、効果的な債権管理計画をすべきと思いますが、御見解を伺います。

2つ目、平成28年6月定例会での一般質問で、財政健全化条例の制定と将来にわたる長期財政計画の作成と公表についてお尋ねをいたしました。私のこの質問の趣旨は、行政需要の高度化及び多様化、その他社会経済情勢の変化に的確に対応し、住民自治のまちづくりを推進するには、財政運営に関する基本となるべき事項を定め、もって健全な財政運営に資する必要があると提言をいたしました。いわゆる自治体運営には欠かせない債権の適正管理についても指摘させていただいたのでございます。このときの答弁は財政担当課長で、健全化条例については十分研究すると言われ、長期財政計画の作成と公表では、現在それに向けて準備を進めていると答えられました。地方行政は待ったなしです。現時点での調査・研究された経緯等をお聞かせください。

次、大きな2点目でございます。

買い物弱者対策についてでございます。

「買い物弱者」という言葉は御存じですよ、また聞かれたこともございますでしょうね。買い物弱者とは、日常の買い物をしたり、生活に必要なサービスを受けたりするのに困難を感じる人たちのことです。買い物弱者のことを「買い物難民」とも呼ばれております。買い物弱者がふえている原因として幾つかございますが、郊外に大型商業施設が進出してきたことにより、身近なスーパーや商店が衰退・撤退したため買い物ができなくなった。また、自動車を持たない、また高齢や身体に障がいのある方が運転できないので、郊外の店舗へ行けない。また、交通網の弱体等で路線バスが走っていないなどが原因と考えられるんじゃないでしょうか。買い物弱者の問題は、今後、健康問題や行政コストの増大にも波及、影響につながる可能性があります。特に環境の悪化は、低栄養といった問題にもつながり、これが要因で医療費や介護費の増加をもたらすこととなります。

そこで、垂井町での買い物弱者についてお尋ねします。行政としてどの程度把握、認識されておりますでしょうか。もし、把握されているのなら、各地区にどれぐらいおられるのか、どのような対策を講じられていますか。もしされていないのであれば、速やかに把握、方策を講ずるべきと考えますが、いかがですか。

運転免許を返納したら巡回バスの優待券、それも1年間だけ、これではこの問題は解決できません。バスを乗りかえるごとに100円です。一日乗り放題にしてはだめでしょうか。バスはないよりはましですが、使い勝手が悪く、加齢とともに身体機能が低下すると、歩いて買い物に行くことが困難だけでなく、バス停までの移動も困難となるでしょう。地域福祉とは、誰もが住みなれた地域で、安心して自立した生活が送れるような社会を実現するための取り組みのことです。在宅介護、在宅介護とかけ声を発しているが、例えば老老介護世帯やひとり暮らし高齢者世帯がどのような環境で買い物などをされているのか、現状を把握すべきと思いますが、いかがですか。

買い物弱者を応援するには、弱者のニーズを正しくつかみ、低コストで継続的に運営する工夫が求められます。ある地区では、ちょっとサポート事業とか、ちょっとお手伝い事業のような、単発的な要望や依頼に対し無料で対応されているが、なかなか広がらないのが課題です。商店などのサービス提供者は、買い物弱者対策を講じるにしても、採算が確保できないなどの問題が発生すると考えられます。弱者対策を進めるには、効率よく、よいサービスを提供することが重要であり、行政と民間、民間事業者間の連携による取り組みなどといった支援策が必要であると思います。必ずや、近い将来にはこの買い物弱者問題が大きな課題として浮かび上がると思われます。行政として真剣に取り組まれることを望みます。例えば、関係者や関係機関を取り込んだ対策協議会などを立ち上げるべきではないでしょうか、御見解をお尋ねいたします。

次、大きく第3点目でございます。

坂之宮交差点改良についてでございます。

この問題については、過去にも数回お尋ねをしております。また、本日午前中にも質問がされ、執行部から答弁もされています。しかしながら、申しわけございませんが、私は垂井町として、このいろいろ各種の事業選択がされた中でも、この交差点改良については重要な事案だと思っておりますので、どうか重複する場合もあるかもございませんが、注意して質問をさせていただきますので、御理解をお願いいたします。

坂之宮交差点改良事業は、重要な事業であるにもかかわらず、かけ声をしてから4年が経過しており、私たちには、いつになったら工事がスタートするのか見えてきません。事業が提案された当初、私は議員ではありませんでした。この事業の当初の取り組み方針、また現在までの経過等もあわせて質問をさせていただきます。

振り返ってみますと、この事業は、平成26年9月開会の第5回定例会において、一般会計補正予算で提案がなされ、議決を経て事業が実施されました。補正予算で計上されたのですから、緊急に取り組む事業だったのでしょうか。議事録、会議録を探しましたが、詳細なことが見当たらず、よくわかりませんでした。どのような事由で補正計上されたのですか。以前に説明されたかもしれませんが、いま一度お聞かせください。

当時の補正予算は、土木費、道路橋梁費、道路新設改良費で、土地購入として公有財産購入費で1,830万円、また物件等移転補償費で4,720万円が計上されました。土地については、平成26年12月23日に登記は完了されましたが、補償費関係については翌年の平成27年度に繰越明許をされ、事業が執行されました。

過去数回の質問と答弁の中身を見てみますと、先ほども町長が答弁をされましたが、平成28年度の議会では、平成29年度以降、具体的な事業内容が決定し、施行されるとの答弁でした。平成29年度の議会では、国の予算が計上され、用地測量、補償算定、一部に用地費、補償費として充当との答弁がされました。この年、町としては、国道南側の町道で歩道工事を先行実施しておられます。また、公安委員会との交差点計画の事前協議も済んだようであります。それに、歩道橋の中央部分を折り返し、南へ行っている部分を北側へ折り返し、国道への取り付けをするということも了解が得られたようです。

そこで、現時点での用地買収、補償関係等の状況をお聞かせいただきたいと思っております。地権者の了解を得られたということではありますが、現地調査についてですが、そこらあたり、それを受けて用地買収とか、補償関係の現況をお知らせいただきたいです。

この重要なプロジェクト事業を展開するに当たり、わざわざ補正予算を計上し、町単独事業を先行取り組みされたのには何かの約束事があったのですか。その時点の内容を詳しくお聞かせください。

いつになったら交差点改良工事に取りかかるのですか。あと数カ月で年度もかわります。国へは強く要請されていますか。国の状況はどうなっているのですか。予算がつかないのですか。公安委員会との協議が変わったのですか。

実は、この12月3日に、国土交通省中部整備局岐阜国道事務所が発注された平成30年度岐阜国道交通安全詳細設計業務として地質調査、いわゆるボーリング調査が国道の南側で施行されました。完成は12月21日までと表示されました。12月3日から毎日見ましたが、3日ぐらいで調査は終わっております。今、町では、次年度予算編成作業の時期であります。この塚之宮交差点改良工事について、この予算については、次年度はどうなるのでしょうか。この答弁について、町長、申しわけございませんが、もう一度確実な答弁をお願いします。

最後に、第4点目、特別職報酬審議会への諮問についてでございます。

垂井町の条例に、垂井町特別職報酬審議会条例が制定されています。これは、地方自治法を受け、自治体執行機関において、町長の附属機関として設置された審議会であります。地方自治法による地方自治体の執行機関である補助機関や委員会、また附属機関の中身について今回は議論をするつもりはございませんが、いわゆる条例にこの審議会が規定されているのが、現状の町行政にうまく機能しているかどうかということです。審議会に諮問をし、後に答申や決議等を受けても法的な拘束力はございません。しかし、住民はこの特別職報酬審議会には大きな関心を持っておられます。

たしか直近に諮問されたのは、平成27年に教育長に関係した件で、制度上から報酬額についての審議会が開かれたというふうに記憶しております。その時点で、あわせて他の特別職についてもなぜ諮問されなかったのですか。町長が町長に奉職されてから数年たっておるはずでございます。職員に関しては、人事院勧告に合わせて、給与条例の一部改正が毎年提案されてまいります。人勧の回答があつてからでございますけれども、これに合わせて特別職等の給与条例の一部改正も提案がされてまいります。

この審議会委員は、諮問の都度、町長が委員を委嘱されております。審議会の開催時の説明資料として、国や経済の動向、他自治体の財政状況や報酬額等々が参考として資料提出されると思います。現行報酬は、平成17年3月と12月に改正されたままだと思いますが、間違っていたらごめんなさい。長い期間が経過しており、この際、審議会への諮問をされることはいかがでしょうか。決して報酬額がどうこうとは私は申しておりません。また、町の私的附属機関として各種の委員会等があり、多くの方を委員として委嘱されております。過去には、行政改革により報酬の見直しをされましたが、特別職とあわせて検討されるのもよい機会だと思いますが、町長の御見解をお願いいたします。

以上、4点御質問をさせていただきました。どうかよろしく申し上げます。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 山田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

4点ございますが、特に3点目の塚之宮交差点改良につきましては、強い思いがあつて、これについては何としても町長が答えよということでございますので、この点について、私のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

塚之宮交差点は、国道21号と町道表佐垂井線が交わる主要交差点の一つでありまして、交差点の南側がボトルネックになっている状況であります。渋滞の慢性化がその懸案事項となっております。

私どもが、国道21号に関しまして重要な交差点として捉えておりましたのは、これまでも工事が済んでおるところもありますけれども、御所野交差点、それからこの表佐塚之宮交差点、そして東の綾戸交差点、この3カ所を重要な案件として捉えておりました。御所野交差点におきましては既に工事が完了しておりますし、綾戸交差点についてもまだ少し一部残っておりますけれども、ほぼ右折帯が隔離されたというような状況でございます。残るところは、この表佐の塚之宮でございますけれども、私どもも、この塚之宮交差点改良事業は非常に重要として考えておるところでございます。

そういった中で、以前から岐阜国道事務所にも要望はしておったところでございますが、なかなか進捗していないのが現状でございました。そういったときに、今、補正予算の話がございましたけれども、角地の住宅地が出られるということがありまして、これを一つの契機として、先行取得しておこうということで、相手方もあることでございますので、補正予算の中でこの取得費用を計上したところでございます。こういった先行取得の状況によって、やはり岐阜国道事務所も現状を打破したと我々は思っておりますし、一歩前に動いたのではないかなというふうに思います。

一方で、地域住民の方にとっては、あの建物がなくなったということで、もうすぐ工事が始まるものというふうにとられておりますけれども、やはりこれは国の事業でございますので、予算等、あるいは調査等も進めていかなければならないということで、なかなか進まなかったのが現状でございますが、ここ数年しっかりと予算づけができておりまして、議員お話しのように、今ボーリング調査も終わったというところでございます。

事業につきましては、この9月に用地幅ぐいを設置しまして、現在横断歩道の用地測量及び調査業務が実施されて、今年度完了予定でございます。そして今申しましたように、ボーリング調査も完了したところでございます。

用地に関しましては、11月下旬に現地調査が始まりまして、12月中旬には地権者、それから隣接者の方々と立ち会い、境界の確定をいたしております。来年度から、岐阜国道事務所と連携、協力を図り、用地交渉を行っていく段階に来ておるところでございます。あわせて、横断歩道の改修及び町道の改良工事の早期改修も要望しております。これにつきましては、国の事業ということもありますので、予算編成のお話もございましたけれども、あくまでもやはり国に対して、国が予算をつけるかどうかということにかかわってまいりますので、このことをしっかりと要望していきたいと思っておりますが、また年末に岐阜国道事務所長ともお話をする機会がございますし、そういった折を捉えながら、しっかりと要望していきたいと思っております。

昨今の予算のつき方を見ておりますと、国のほうも、この塚之宮交差点の改良については予算づけをしっかりとしておりますので、引き続き行っていくものと推測はしておりますけれ

ども、決して油断することなく、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

この交差点改良が大きな事業というか、重要な事業であるという認識は議員ともども私どももしっかり持つておる状況でございますので、この事業の執行に当たりましては一生懸命取り組んでまいりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（角田 寛君） 税務課長 中嶋努君。

〔税務課長 中嶋努君登壇〕

○税務課長（中嶋 努君） 私からは、1つ目の質問、自治体の適正な債権管理についてのうち、1つ目の債権管理条例を制定し、効果的な債権管理計画についてお答えさせていただきます。

債権とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいい、普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところによりその督促、強制執行その他のその保全及び取り立てに関し必要な措置をとらなければならないと地方自治法に定められています。

地方公共団体の債権は、議員がおっしゃるとおり、大別すると地方税及び公債権、私債権に分類され、介護保険料、保育料、下水道使用料などは税以外の公債権として分類されます。さらに公債権は、滞納処分の有無により強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分類されます。強制徴収公債権とは、個別の法令の根拠規定により、町が滞納債権について地方税法の例による滞納処分、給与・預貯金等の差し押さえ等を行える債権で、町税及び介護保険料などがあります。また非強制徴収公債権は、個別の法令に根拠規定がないため滞納処分が行えない債権で、行政財産使用料、公民館などの施設使用料などがあります。私債権には水道使用料、町営住宅使用料がありますが、民法等の規定が適用されますので、公債権とは性質が異なります。

このように、町の債権は大きく3つに分類され、それぞれ適用する法令が異なり、債権管理の方法も異なってまいります。そのため、各債権に適用される法令の規定に従い、適正な債権管理を行うため、地方公共団体の全ての債権に関する事務処理について、必要な事項を定めている債権管理条例を制定している市町村はふえつつあるのが現状でございます。

本町でも、町税及び税外収入の累積滞納の増大に伴い、滞納町税等の徴収を強力的に推進し、町民負担の公平性と本町の自主財源の確保を図ることを目的に、垂井町収納向上対策連絡会を設置しており、その中で債権管理について協議してきた経緯がございます。

協議結果としましては、当面、私債権の不良債権処理を可能にするための規定を設ける方向で進めていくこととなりましたが、厳しい財政状況下で、町税だけではなく、全ての債権回収を効率的に行い、収納率を上げることが本町の課題であり、滞納債権への全庁的な取り組みは必要不可欠でございますので、債権回収を担当する一元化した組織の発足も含めて、いま一度本町の債権管理上の課題・問題点を再度洗い出した上で慎重に検討してまいりたいと思いますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 私からは、山田議員からお尋ねがありました、まず1点目の自治体

の適正な債権管理についてのうち、2つ目にお尋ねのあった財政健全化条例の調査・研究の経緯、及び長期財政計画の作成と公表に係る調査・研究の過程について御説明をさせていただきます。あわせて、4点目の特別職報酬審議会への諮問についてもお答えをさせていただきます。

まず最初に、1番目の自治体の適正な債権管理についてでございますが、議員お尋ねの自治体の適正な債権管理についての中の財政健全化条例の策定と長期財政計画の作成と公表に関する調査・研究の経過、経緯でございますが、今年度、財政健全化法に基づく実質公債費比率や将来負担比率が今後どのように推移していくのかを予測する財政シミュレーションを作成し、8月に課長級職員に対し、10月には係長級以上の職員に対し、財政運営に係る情報共有会を開催し、財政運営について危機感を持った共通認識をしたところでございます。

今後、第6次総合計画の組織別行動計画の実現に向けた取り組みや、今年度策定いたします公共施設アクションプランにおける各公共施設のあり方、次年度策定する個別施設計画の方向性を踏まえながら、より精度の高いシミュレーションを作成し、全ての職員が共通認識を持った行財政運営が展開できるよう努めてまいります。さらには、住民の皆様にもわかりやすく御理解をいただける内容のものを目指し、公表の有無、また公表する場合にはその時期も検討してまいりたいと思います。

議員お尋ねの財政健全化条例の策定、長期財政計画の作成と公表につきましては、今後、公共施設管理計画におけるアクションプランを加味した財政シミュレーションを先行して策定しますことから、改めて検討してまいりたいと考えております。御理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、4点目のお尋ね、特別職報酬審議会への諮問についてでございますが、御質問の内容は2点ほどございます。

1点目は、なぜ平成27年に、教育長の報酬だけでなく、他の特別職についても諮問しなかったのか。長期間諮問していないので、諮問してはどうか。2点目は、附属機関の委員等の報酬の検討もあわせてしてはどうかということでございます。2点あわせて答弁をさせていただきます。

平成27年の教育長制度の改正では、新教育長が明確に特別職とされ、その職責などが大きく変わるものでございました。このため、他の特別職等とは検討の視点が異なることから、垂井町特別職報酬等審議会に対しては、教育長の給料額のみで審議をお願いしたところでございます。他の特別職等の報酬や給料の額につきましては、その時々々の社会情勢や近隣市町の状況を把握しながら見直しを行ってきたものであり、教育長制度の法改正時の際には必要がないものと判断したところでございます。今後も、これらの社会情勢などに十分留意しながら、必要に応じて垂井町特別職報酬等審議会へ諮問を行ってまいります。

また、垂井町特別職報酬等審議会の意見を必要としない附属機関の委員報酬につきましても、議員の御発言にもございましたとおり、特別職とあわせて判断していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。



○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 藤塚康孝君。

〔健康福祉課長 藤塚康孝君登壇〕

○健康福祉課長（藤塚康孝君） 山田議員の2つ目の買い物弱者対策についての御質問の1点目、買い物弱者についてどの程度把握、認識しているのかと、2点目の把握しているなら各地区にどれくらい見えるのかと、4点目の高齢者世帯がどのような環境で買い物等をされているのか現状を把握すべきにつきましては、関連がございますので、あわせてお答えさせていただきます。

町内におきます買い物弱者と言われる人数につきましては、把握はしておりません。しかし、第6次総合計画、4-2. 商業において、日常の買い物の便利さに満足している住民の割合としまして、2017年に66.5%の住民の方が「満足している」と答えています。また、第7期介護保険事業計画である、いきがい長寿やすらぎプラン21における介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「食品・日用品の買い物をしていますか」というアンケートにおきまして、9.1%の高齢者が「できない」と回答しています。

それから、老老介護世帯やひとり暮らし高齢者世帯がどのような環境で買い物等をされているかにつきましても、現状を把握しておりませんが、こちらにつきましては、第2期垂井町地域福祉計画におきまして7地区で開催しました住民懇談会や、多職種で構成しています計画策定委員に対しますヒアリングにおきまして、地域の特性と課題の福祉サービスの基盤づくりにおいて、移動手段の不足や徒歩で買い物ができる近隣の店舗が少ないなど、買い物に対する課題があると認識をしております。

次に3点目に、どのような対策を講じているのかの御質問についてですけれども、介護保険制度や障がい・福祉サービスなどの公的なサービスでは対応し切れない制度外サービスにつきましては、垂井町社会福祉協議会におきまして、生活支援サービスの仕組みづくりとして、議員御説明のちょっとサポート事業など、町内各地区で順次進め、買い物支援を行っています。また、町内のNPO法人では、有償ボランティアという形態にて買い物サポートを実施しており、本町では、それらの組織の活動につきまして支援を行っているところでございます。

このような中、5点目の対策協議会を立ち上げてはの御質問でございます。

地域商店の撤退などにより、日常生活における身近な買い物に不便を感じ、地域における買い物環境の改善が課題となっておりますので、今後は、新たな宅配、移動販売、買い物代行等の支援や、移動手段の確保も含めて、身近な地域で生活に必要な物品が購入できるよう、議員御提案の対策協議会とあわせて、買い物弱者支援の方法について検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

まず、自治体の適正な債権管理についてであります。

なぜ税務課長が、条例とか何かについて答弁に立たれるんですか、債権について。予算、誰が作成しているんですか。私は言いましたよ、税ばかりじゃないんですよ。水道もあれば、使用料もあれば、いろいろな債権があるんじゃないですか。だから、一体的に垂井町としてどういうふうに取り組むのかということで、3億何千万という金額が、収入未済額が繰り越してくるんですよ。そして1年たって欠損処分とかと、そんなことではどうなんですか、これ。大事な財源なんですよ、自主財源なんですよ。もっとしっかりとお願いしますよ、対応を。

健全化条例、確かに健全化条例の中に、私は債権のことも言いましたけれども、今も言いましたが、これはそれぞれの担当の所属で、法に基づいて対応しているということですけども、何も細かいことを示さなくてもいいんですけど、債権に関して垂井町はどういうふうに行くんだという、その示しをせなだめじゃないですか。どうですか、もう一度お願いします。これは副町長、どうですか。

それから、2点目の買い物弱者対策、わかりました。ちょっと質問ではなかったんですけども、産業課長にお尋ねしますが、例えばいろんな各地区に生鮮食料品とか取り扱っていらっしゃるお店があると思うんですけども、たまたま表佐では何軒とかあるんですが、垂井にもございますし、それから東地区もちよっとありますが、ちょっと私は知らないんですけど、岩手とか、府中とか、宮代なんかはございますかね。ですから、やはり買い物弱者、その地区にはやっぱり見えるんですよ。だから、しっかりと関係機関をもって、先ほど健康福祉課長が答弁されたので結構ですので、それを前向きにぜひともお願いをいたします。

それから、坎之宮交差点、国の予算でありますので、当然わかります。町長、年数がたっていることもありますけれども、今の現在のあの現況、朝一回、町長あそこで一遍ちょっと見てくださいよ、労働金庫のところで。わかりますか、先ほども道路問題で国道の4車線化の話も出ましたけれども……、えっ、違っていたか。

〔「十六銀行」と呼ぶ者あり〕

十六、済みません、金融機関を間違えました。十六銀行のところに立ってください。

表佐から、ちょっと一遍朝出勤してください、回ってでも。何回信号が変わるかですよ。本当にそうなんですよ。わかりますよ、手がつけれないというのはわかりますけれども、もう一度やっぱりお願いしたいと思えますけれども、あの現況、建設課長は出なくて結構ですけども、私が質問してから2年ぐらいたっていますね。いわゆるくいを打って、切れっ端のロープをつないだとか、夏はずうっと草を刈らずにそのままになっていたとかという。やっぱり町の土地であるんだったら、やっぱり適正な財産管理というのをしてもらえないですか、お願いします。

それから、特別職報酬審議会であります。

総務課長、申しわけないですけど、あなたが判断するんですか、審議会の諮問をするのに。前回の答弁で、私は一般質問の答弁についてお尋ねしましたが、町長はいみじくも私の気持ち

は各課長が持っているとおっしゃいましたが、これはまた違うんじゃないですか。やっぱり審議会、特別職報酬審議会、私たちも特別職です。ですから、なかなか言いにくいかもわかりませんが、諮問について一度やっぱりどうでしょう。

それから、各種委員会でそれぞれの委員さんを各セクションで、町長、委嘱されておりますね。行政改革をやってから、ずうっと同じに来ているんですよ。私は、報酬額をどうこうしなさいということはちょっと言いませんけれども、やっぱりそれらもあわせて、各セクションごとでいろんな委員会がございますけれども、その責任の重い軽いといったら失礼になりますけれども、やはり同じ行政レベルでお願いをしている委員さんですので、やっぱりそこらあたり酌んであげてもらいたいと思います。もし、お答えをできないというなら結構ですけれども、ぜひお答えをお願いします。

○議長（角田 寛君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 山田議員の再質問の中で、債権管理についての再質問について、私のほうから総括的に答弁をさせていただきたいと存じます。

議員御指摘のように、債権につきましては、公債権、それから私債権というのがございまして、公債権につきましては税金等々、介護保険料等、質問の中にございました。それと私債権につきましては、垂井町で該当してきますのは水道料金、それから住宅使用料等でございます。

一般的に、債権管理条例を策定している自治体が県下でも数件見られますが、この中で特に管理をいたしておりますのが私債権でございます。当然、私債権につきましてはそれぞれ、公債権もそうですけれども、公債権につきましては上位法で消滅の時効の期限が規定されております。私債権につきましては、民法とか商法で、その消滅時効について記載がされておるわけでございます。この債権管理条例の主なものは、その消滅時効の適正な管理と、それから時効の成立したものににつきましては、議会に報告するといった義務をその条例の中で規定するわけでございます。しかしながら、この私債権につきまして、消滅時効を決定づけるという行為につきましては、債務者が行います時効の援用という部分を適切に行っていただく必要がある。片方では、その条例を制定して、その管理を行っていくにつきましては、ある意味、時効の援用を助長する形になるということも考えられることもあります。したがって、そういった不納欠損処理を安易に行うということについては、慎重にやはり対応していかなければならないと思いますので、この条例制定につきましても、県下の動向を見ながら慎重に対応してまいりたいと思いますので、ひとつ御理解をいただきたいと存じます。

債権管理につきましては、私のほうから以上とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 山田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず買い物弱者についてですが、現在のところ、町としましては、移動店舗でありますとか、

コンビニの宅配部分について全て把握しておるわけではございませんので、議員の御存じの程度しかわかっていないというようなのが現状かというふうに思います。

ただ、やはり先ほども質問があったかと思いますが、地域での助け合いの部分というのもこれから大きく生きてくるところもあると思いますし、一方で、これは全くまだ試験の段階ですが、自動運転化について、かなり急激なスピードで進んでおるのが実態かというふうに思います。近隣では、豊田市等がかなり先行して取り組んでおりますけれども、もしこれがかなりのスピードで取り組まれるとなると、要するに、免許証を持っていなくても車に乗れる時代が来るということになります。やはり今のバスの問題点は、家まで重い物を持って買い物した場合に、帰ってくるのが大変だというようなことがあるときに、ドア・ツー・ドアが望まれるといったときに、タクシー等の利用になるわけでありませけれども、ここら辺が、もし仮に自動化運転が進むということになりますと、そういうことも可能になってくる、オンデマンド的なものになってくるというような形になりますので、少しこういったこと、社会の変化、科学的な変化というものにも期待をしていきたいところがございますので、少しまた様子を見させていただけたらというふうに思います。

塚之宮の現状につきましては、確かに2年かかっておりますけれども、やはり先ほども言いましたように、町が思い切って土地を先行取得したということが大きな引き金になっておるといこともございますので、その延長で、しっかりとした事業をつなげていきたいというふうに思っております。管理につきましては、ちょっと至らないところがあるというのは、前からも御指摘がございまして、申しわけございませんけれども、右折線がないために、渋滞するところは、今の塚之宮交差点だけに限らず、やはり養老一垂井における流の交差点付近でありますとか、ああいったところでも起きておるのが現状でございまして、今後やはり交差点の改良等は利便性を求めるというか、生活のしやすさという部分ではしっかりと取り組んでいかなければならない課題であるというふうに認識はしておりますので、よろしく願いをいたします。

報酬審議会に関しましては、私があえて立たなかったのは、実は自分のことでもあるということで、ちょっと立つのを控えさせていただきましたが、本来、報酬審議会にかける場合はやはり上げるか下げるかということを経る、こちらからとして提案するときは諮る、そういうことになると思います。現状でどうですかというのなら、出さなければいいわけで、提案するとすれば、上げるか下げるかという話になると思います。

したがいまして、現状ではやはり今周りの状況等を考えたときに、なかなか上げる、あるいは下げるといことを言い出しにくい状況であるというふうに思って、現状でもまだかけていないのが、この今の流れの中にあるというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（角田 寛君） これより関連質問を許可いたしますが、簡単に質問をお願いします。

8番 安田功君。

〔8番 安田功君登壇〕

○8番(安田 功君) 後藤議員の質問の中で、外国人労働者への垂井町行政の対応についての関連質問をさせていただきます。

この質問では、今現在の現況についての部分と、これからはどういうことが必要になるかという、これからどうするんやという部分とあったと思うんですけども、特に今後のことについて、ちょっともう少し聞きたいと思います。

特に行政サービスとか、学校のことであります。

外国人材と申しますけど、実は私の職場でも、これを受け入れていたことがあります。20年ぐらい前に最初に来たわけですけども、その当時は、時給、最低賃金が600円台だったと思います。そのときの仕事の内容は、ミシンを使って自動車部品をつくるという仕事、自動車の座席をつくっていましたが……。

○議長(角田 寛君) 簡単をお願いします。

○8番(安田 功君) はい。報酬は、その当時350円というものでございました。これは受け入れ機関からの提示でございました。労働者であれば違法でございました。企業のほうは、良質で安い労働者を求めているところなんですけれども、現在は、良質な労働力は高いんですね。余談ですけども、後藤議員も、外国人材として海外に派遣されておられたようであります。

○議長(角田 寛君) 安田議員、簡単に。答弁に対するの質問ということで。

○8番(安田 功君) はい。特に、今後法律が変わって、人手不足から外国人材をふやそうということですけども、地方行政にとっても、大いに悩ましいところがこれから起きるのではないかと思います。

特に後藤議員の質問の中にありましたけれども、報酬の高い良質な労働者は、家族で来ることもあるということなんです。奥さんもいる、子供もあるということで、特に子供さんなんかに関しては、学校をどうするんだということなんですけれども、近県で愛知県だとか、福井県の小学校なんですけれども、児童の数が外国人の割合が2割を超えているような学校もあるそうなんですけれども、今後法律が変わって、受け入れということの環境が変わってくると、当然この垂井町でも起き得るところなんです。あとは、労働者とはいっても普通の住民ですから、行政のサービスも受けられるわけなんですけれども、きょうも午前中、ブラジル人の……。

○議長(角田 寛君) ちょっと質問の趣旨、答弁に対する日本語教室の関係だったと思うんですけども、その点についてお願いいたします。

○8番(安田 功君) はい。その点、保育士さんとか、行政の現状の御説明があったんですけども、日本語学校、これからのですね。日本語をどうしていくのか。特に家族のところが大きいと思うんですけども、その辺を御答弁いただくのは教育長さんになるんでしょうか、町長さんになるか、お尋ねをしたいと思います。

○議長(角田 寛君) 日本語教室への対応ということでよろしいですか、家族を連れて、子供

のみならず。

○8番(安田 功君) あと、今のところブラジル人の方のコンシェルジュさんが、きょうも午前中、玄関に見えましたけれども、今後4カ国、5カ国語の対応になったりしたときに、どうするんだということを今から考えていく必要があると思うんですけども、その辺どうかという御質問であります。

以上、答弁よろしく申し上げます。

○議長(角田 寛君) 日本語学級についてということによろしいですか。

○8番(安田 功君) 家族も含めて。

○議長(角田 寛君) 家族を含める。

教育長 和田満君。

[教育長 和田満君登壇]

○教育長(和田 満君) 安田議員の御質問のうち、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の教育をどうするかという観点で、私の立場でお話をさせていただきます。

現在、町内には40名ほど外国人の児童・生徒がおりまして、そのうち30名弱、日本語指導が必要な児童・生徒が在籍しております。子供同士、日常生活の中でさまざまな言葉を獲得するのは子供のほうが早いものですから、子供同士、仲よく学習している光景を目にします。ただし、日本に来たばかりのときには、どうしても会話が成立しませんので、県費負担の非常勤講師、加配等を一定割合でいただいております。また町費で、通訳ができる、授業中の学習の補助をしたり、保護者と学校的意思疎通をするための町日本語適応指導員も雇っております。実際には、県費の外国人児童生徒適応指導員は4人、4校。町費の日本語適応指導員は6人、4校配置しております。さらに、日本人が困っているところを日本語の習慣等々について教えてあげるという立場での外国人対応日本語指導非常勤講師2名雇っております、3校に配置しているところであります。

以上、教育委員会の日本語指導が必要な児童・生徒への対応について答弁をさせていただきます。よろしく御理解いただきますよう申し上げます。

○議長(角田 寛君) 町長 中川満也君。

[町長 中川満也君登壇]

○町長(中川満也君) 安田議員の関連質問のうち、家族について、どういう受け入れ体制、教育体制も含めてのことをございますけれども、このことに関しましては、まだ通ったばかりの入国管理法において、特定技能1号、それから2号、1号の場合は単に5年までと、2号は家族帯同が認められるということでありまして、恐らく入国に際してのさまざまな制限、縛りが出てくるものと思います。今論議になっておるのは、2号等を拡大することによって、移民等がふえてくる状況になるのではないかという心配がある中でいろいろな論議であったというふうに思います。

一方で、今回の入国管理法において、35万人程度の新たな海外労働者の流入を認めるという

ような形の論議も進んでおるところでございますので、まだ我々としては、その上位法に基づく入国管理法の改正に伴ってどういう対応をしていくのかと、具体的なことがまだ何も出てきていない状況でございますので、そこら辺、やはり国の支援というものもしっかり見定めていく必要があるというふうに思います。

先ほどの日本語学校にいたしましても、やはり地域、単に一市町村で対応する部分と、地域でのもう少し広域的な対応ということも考えられると思いますし、企業等の協力ということも考えられると思います。そこら辺が、どのようにこの上位法の中で織り込まれてくるかということもしっかりと見きわめて対応していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（角田 寛君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時 51 分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 角 田 寛

会議録署名議員 乾 豊

会議録署名議員 若 山 隆 史